



花巻市高齢者いきいきプラン

花巻市高齢者福祉計画・

第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

(素案)

令和6年3月

岩手県花巻市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント	4
第2章 花巻市の現状とこれまでの振り返り	5
1 高齢者等を取り巻く状況	5
（1）人口及び高齢化率の推移と将来推計	5
（2）花巻市の人口構造	6
（3）介護保険被保険者数の推移と将来推計	8
（4）要介護認定者の状況と将来推計	10
2 日常生活圏域の状況	11
（1）花巻市における日常生活圏域の設定	11
（2）日常生活圏域ごとの状況	12
3 花巻市の高齢者像 ～調査結果などから見える課題～	17
（1）要介護認定者等と一般高齢者の詳細	17
（2）高齢者の世帯の状況	18
（3）生活支援対象高齢者と生活支援を担う元気高齢者	19
（4）介護に対する希望	20
（5）地域活動参加者が生きがいを感じている割合	21
（6）地域づくりに対する参加意向	22
4 第8期計画の振り返りと第9期計画における課題整理	23
（1）第8期計画の振り返り	23
（2）第9期計画の施策展開に反映させる課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本目標	37
2 施策目標	38
3 施策の体系	38
4 地域包括ケアシステムの深化・推進	39
5 地域共生社会の推進	40

第4章 施策の展開	41
施策目標Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加の推進	
～生涯現役として活躍できる地域づくり～	41
1 積極的な社会参加の推進.....	41
(1) 交流機会の充実.....	41
(2) 高齢者の就労支援.....	43
施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり	
～健康長寿に向けた継続性のある取組～	44
1 健康づくり・介護予防の推進.....	44
(1) 健康づくりの推進.....	44
(2) 介護予防の推進.....	45
施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり	
～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～	47
1 地域包括ケアシステムの充実.....	47
(1) 地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開.....	47
(2) 日常生活の支援体制の整備.....	49
(3) 医療と介護の連携推進.....	52
(4) 認知症施策の推進.....	56
(5) 地域ケア会議の推進.....	60
(6) 高齢者の居住安定に係わる施策との連携.....	62
2 生活を支援するサービスの充実.....	63
(1) 相談体制・情報提供の充実.....	63
(2) 高齢者福祉サービスの充実.....	63
(3) 家族介護者・在宅要介護者への支援.....	65
(4) 地域における生活支援の充実.....	66
3 地域での見守りの仕組みづくり.....	68
(1) 見守り助け合える地域づくり.....	68
(2) 高齢者権利擁護体制の充実.....	68
4 災害対策・感染症対策の推進.....	69
(1) 災害時に備えた取組.....	69
(2) 感染症に備えた取組.....	69
施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実	
～持続可能な介護保険事業の運営～	70
1 効果的・効率的な介護保険事業の運営.....	70
(1) 保険者機能の強化.....	70
(2) 介護保険サービスの確保・質の向上.....	71
(3) 介護給付適正化に向けた取組.....	74

2	第9期における介護保険サービスの提供.....	76
	(1) 地域ニーズにあった介護保険サービスの提供.....	76
	(2) 介護保険サービスの基盤整備計画.....	76
	(3) 居宅サービスの提供（実績と見込み）.....	77
	(4) 地域密着型サービスの提供（実績と見込み）.....	81
	(5) 施設サービスの提供（実績と見込み）.....	83
第5章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出		85
1	介護保険事業費の推計.....	85
	(1) 推計方法の手順.....	85
	(2) 介護保険サービス給付費の見込み.....	86
	(3) 標準給付費.....	88
	(4) 地域支援事業費.....	88
2	介護保険料の設定.....	89
	(1) 介護保険料の段階設定.....	89
	(2) 財源構成.....	90
	(3) 所得段階別対象者.....	91
	(4) 第1号被保険者数と所得段階別被保険者数.....	91
	(5) 調整交付金及び準備基金等.....	92
	(6) 介護保険料基準月額の設定.....	93
	(7) 第1号被保険者保険料（第9期）の設定.....	93
第6章 計画の推進に向けて		95
1	計画の運用に関するPDCAサイクルの推進.....	95
2	評価指標の設定.....	95
3	計画の推進体制.....	98
	(1) 庁内連携の強化.....	98
	(2) 県との連携.....	98
	(3) 近隣の市町相互間の連携.....	98
	(4) 保険者機能強化推進交付金等を活用した取組.....	98
4	市民への普及啓発.....	98
資 料 編.....		99
1	花巻市介護保険運営協議会規則.....	99
2	花巻市介護保険運営協議会 委員名簿.....	100
	(1) 市民を代表する者.....	100
	(2) 介護保険サービスの事業者.....	100
	(3) 関係団体等の代表者.....	101
	(4) 医師及び歯科医師.....	101
	(5) 知識経験を有する者.....	101
3	花巻市における医療・介護資源情報提供システム「けあプロnavi」.....	101

第1章

計画策定にあたって

■第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成12年（2000年）に始まった介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されたもので、その創設から20年以上が経ち、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

我が国の高齢化率は急速に進行しており、令和7年（2025年）には団塊の世代の全てが75歳以上となり、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

75歳以上人口は令和37年（2055年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上は令和42年（2060年）頃まで増加傾向が見込まれる中、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加により、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性の高まりなど、必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえた地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要です。

国では、このような情勢を踏まえ、高齢社会を乗り越えるための体制整備として、介護サービスに加え、医療、介護、介護予防、さらには住まいや生活支援の各分野が相互に連携し合う中で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進してきました。

花巻市（以下、「本市」という。）においても、65歳以上の高齢者人口は令和3年度にピークを迎えたものの、総人口の急激な減少により高齢化率は年々上昇し、令和5年10月1日現在で35.1%に達しており、今後も上昇傾向は継続する見込みです。

本市においては、平成27年（2015年）3月に策定した「花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）」から「地域包括ケアシステムの構築」を施策の主軸とし、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域における生活支援や在宅医療介護連携などの本市の課題に応じた取組を進める中で「地域包括ケアシステム」の整備・深化を図ってきました。

今後、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが求められる中、「地域包括ケアシステム」の目指す姿である、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らししていく「地域共生社会」の実現が重要となっています。

2 計画の趣旨

花巻市高齢者いきいきプラン「花巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であることを念頭に、介護保険制度の基本理念である自立支援のもと、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針に即した事業や施策について、高齢者を取り巻く状況や、地域の特性・特色に応じた着実な取組により、地域包括ケアシステムの体制整備を進める計画とします。

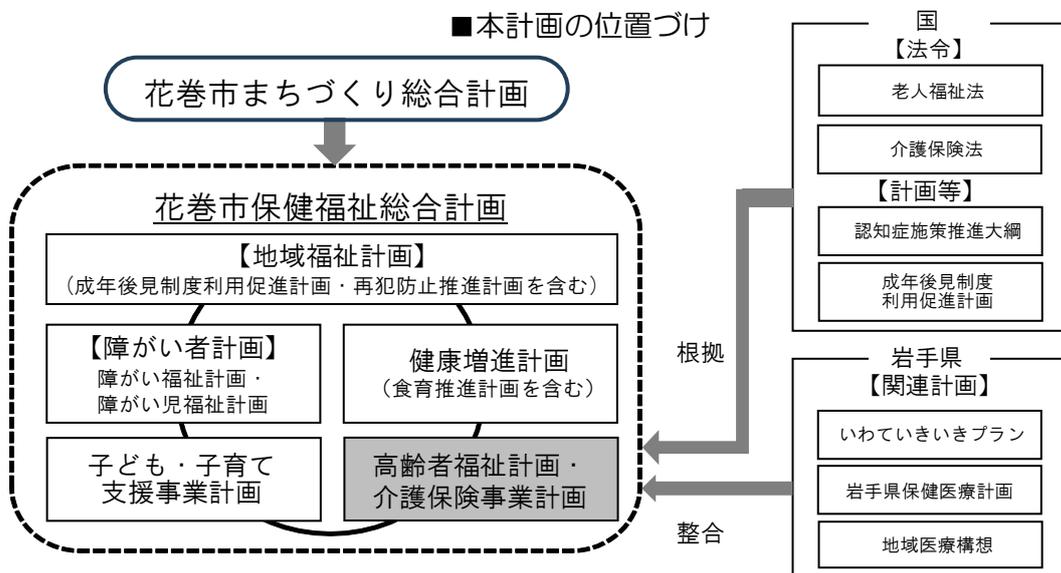
国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（P4参照）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ② 在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ① 地域共生社会の実現
 - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③ 保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、成年後見制度利用計画及び認知症施策推進大綱を踏まえた、高齢者に係る保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業計画の円滑な運営に関する総合的な計画です。

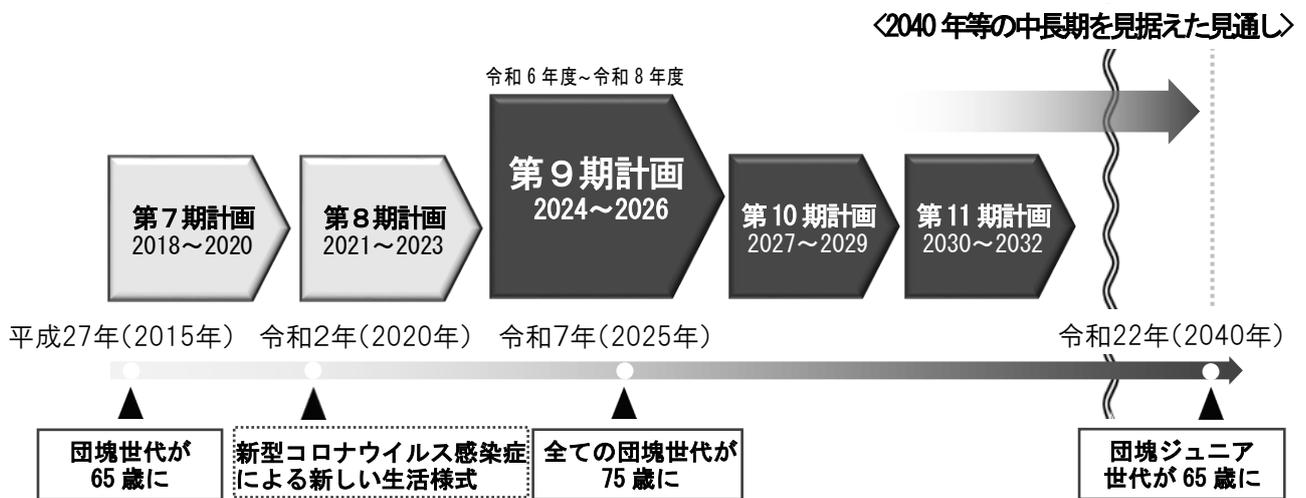
また、本計画は「花巻市まちづくり総合計画」を上位計画とした「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として位置づけ、障がいや健康分野等の計画と調和を取るとともに、「いわていきいきプラン」や「岩手県保健医療計画」等の関連計画と整合性を図っています。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。計画期間においては、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎えることとなります。計画策定においては団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）等の中長期的な視点での介護サービス基盤の整備等を念頭に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

■2040年等の中長期を見据えた介護保険事業計画の策定



5 計画の策定体制

この計画の策定に向けて、令和4年11月に、65歳以上の高齢者に対して「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、要介護者の家族を中心に、「在宅介護実態調査」をそれぞれ実施しました。また、その調査結果から高齢者のニーズや要望等の把握を行いました。

さらに、本計画は、被保険者、学識経験者、各種関係機関で構成する介護保険運営協議会において、審議・検討しました。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」から把握された、高齢者等の日常生活の実態並びに要介護者の介護の実態については、介護保険運営協議会における意見とともに、本計画における介護サービス等に反映します。

6 国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章

花巻市の現状とこれまでの振り返り

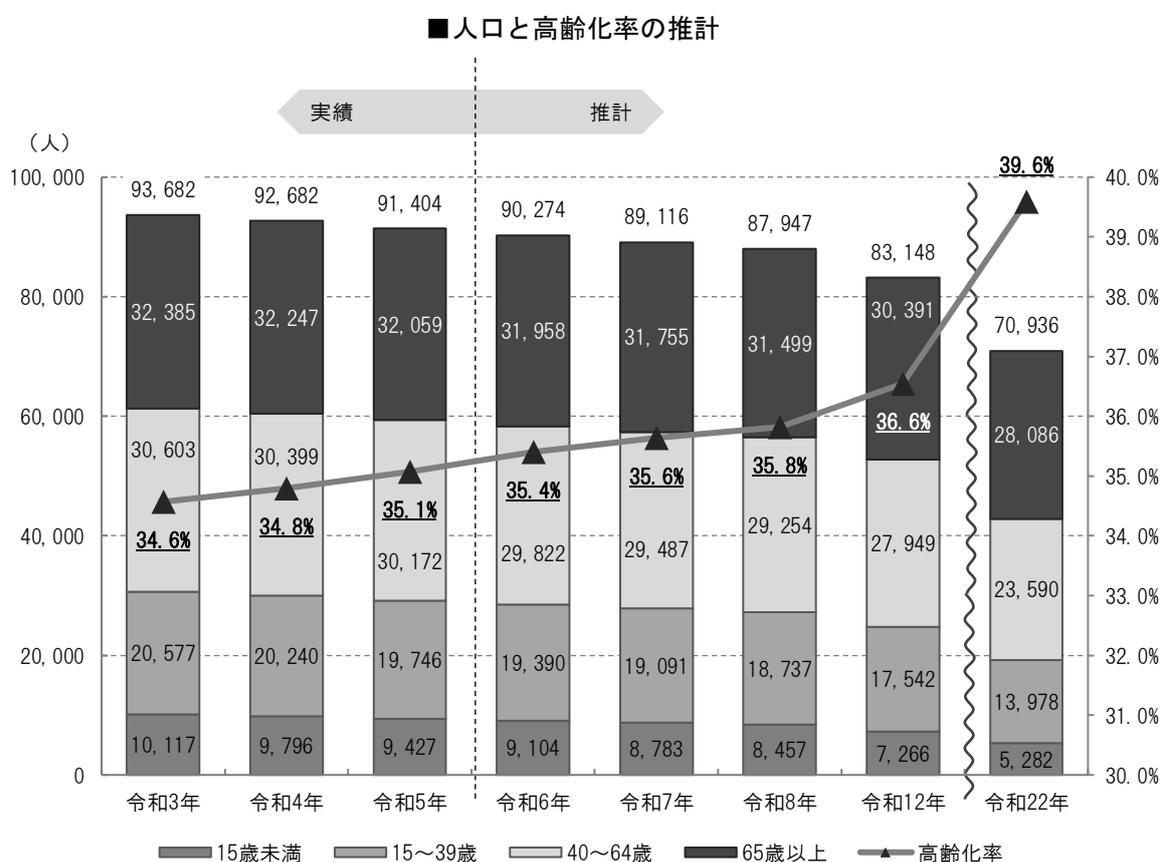
■第2章 花巻市の現状とこれまでの振り返り

1 高齢者等を取り巻く状況

(1) 人口及び高齢化率の推移と将来推計

本市では、総人口・65歳以上の高齢者人口ともに年々減少しており、令和5年10月1日現在の高齢化率は、前年同期を0.3ポイント上回り35.1%となっています。

令和8年の総人口は87,947人、うち65歳以上の高齢者は31,499人、高齢化率は35.8%と推計されます。



※令和3年～5年は各年10月1日現在値

※令和6年以降は、令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 花巻市の人口構造

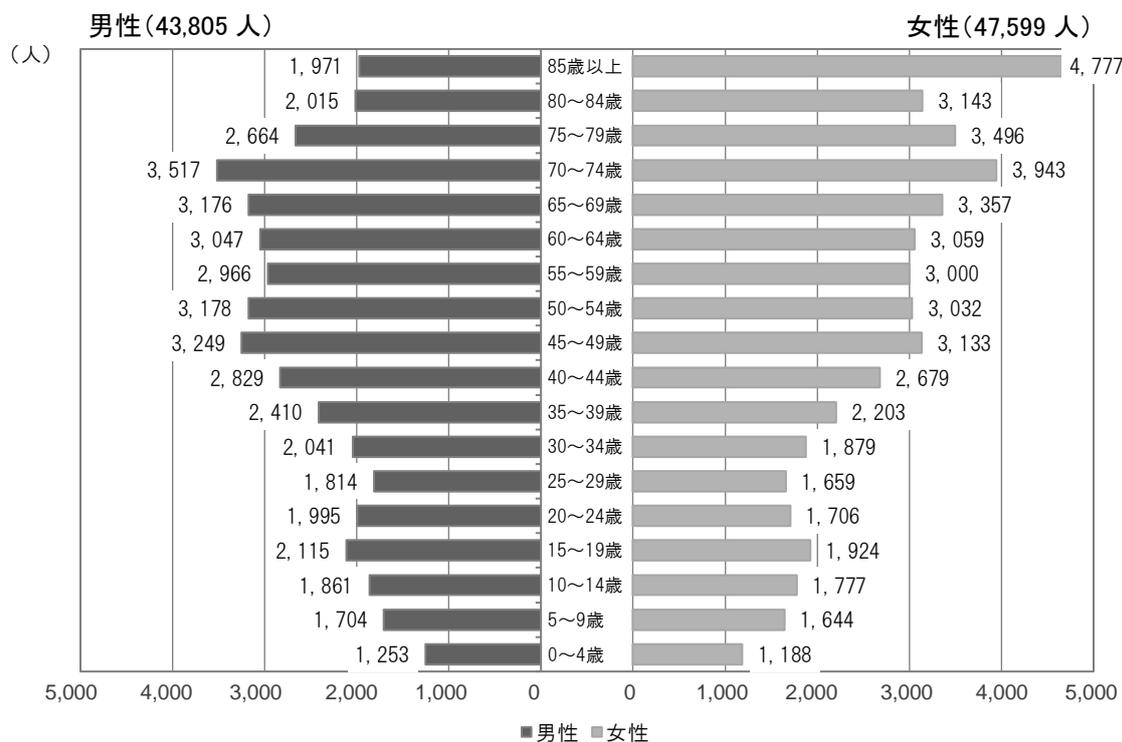
令和5年10月1日現在の年齢別人口を人口ピラミッドで見ると、男女ともに40歳未満の人口に比べて、40歳以上の層で膨らんでいます。これは、全国的な傾向であり、団塊の世代に加えて、その子どもの世代も40歳以上に加わっているためです。

また、85歳以上の男女別人口では男性の1,971人に比べて、女性は4,777人と男性の倍以上になっており、女性の長寿化がうかがえます。

令和22年の年齢別推計人口を人口ピラミッドで見ると、形としては令和5年と同様のつぼ型ですが、男女ともに40歳未満の人口が顕著に減少し、人口の膨らみが60歳以上の層に移行しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

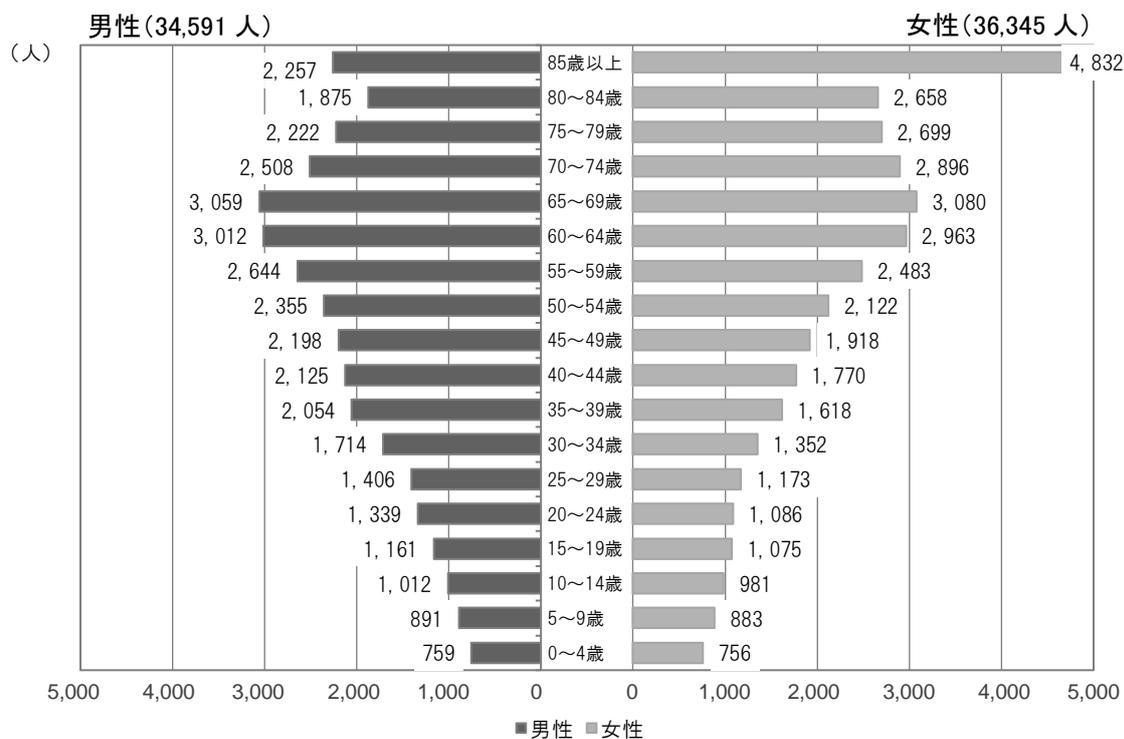
また、ほぼ全ての年代で人口が減少している中で85歳以上の人口は男女ともに増加しており、現在以上に長寿化が進むことが推測されます。

■花巻市 令和5年



※令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口

■花巻市 令和22年 推計値



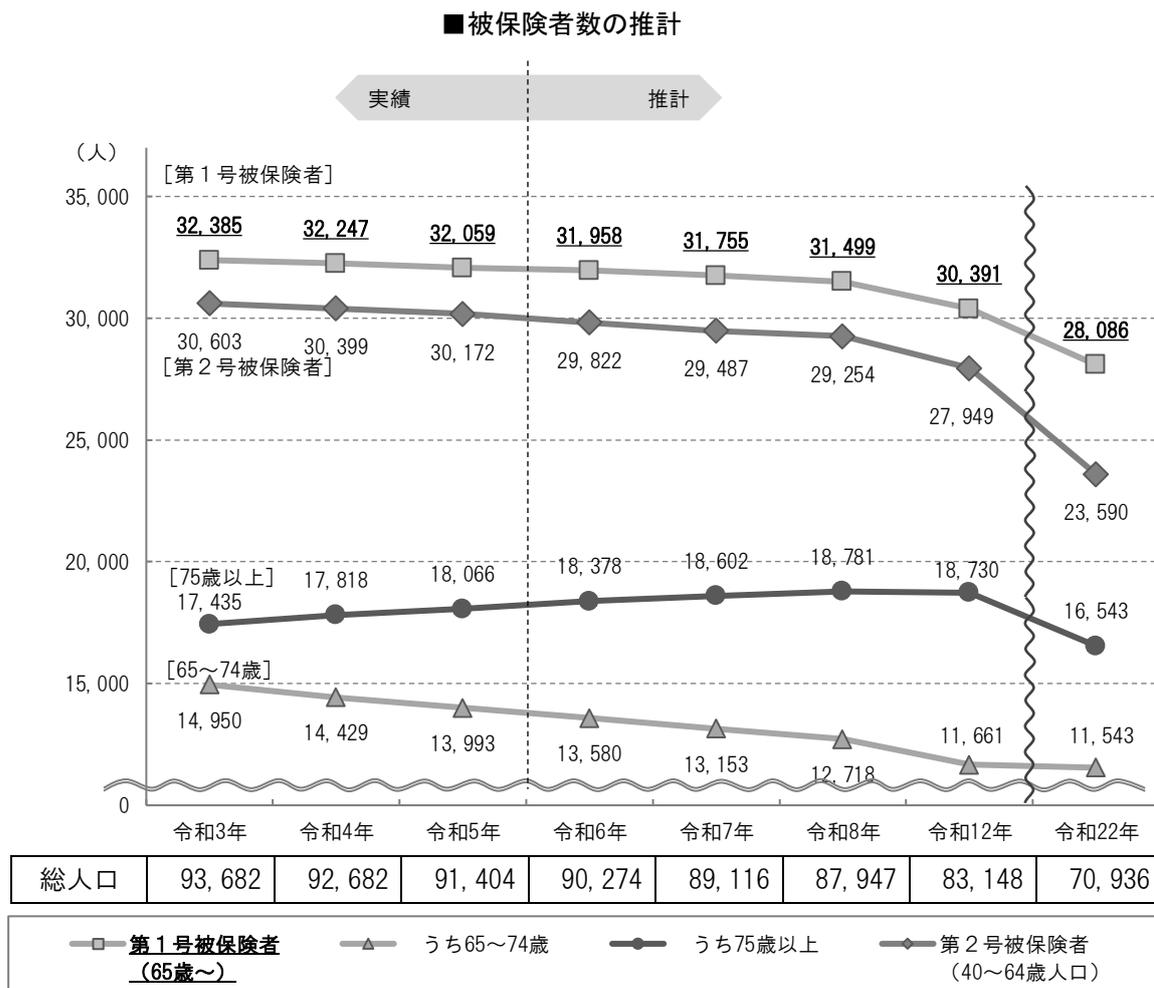
※令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

(3) 介護保険被保険者数の推移と将来推計

① 介護保険被保険者の状況

今後の3年間において、介護保険被保険者総数は減少する見込みです。第1号被保険者について年齢階層別に見ると、75歳以上の後期高齢者は増加、65～74歳の前期高齢者は減少すると見込まれます。

また、令和22年には40～64歳の第2号被保険者が大幅に減少すると推計されます。



※令和3年～5年は各年10月1日現在値

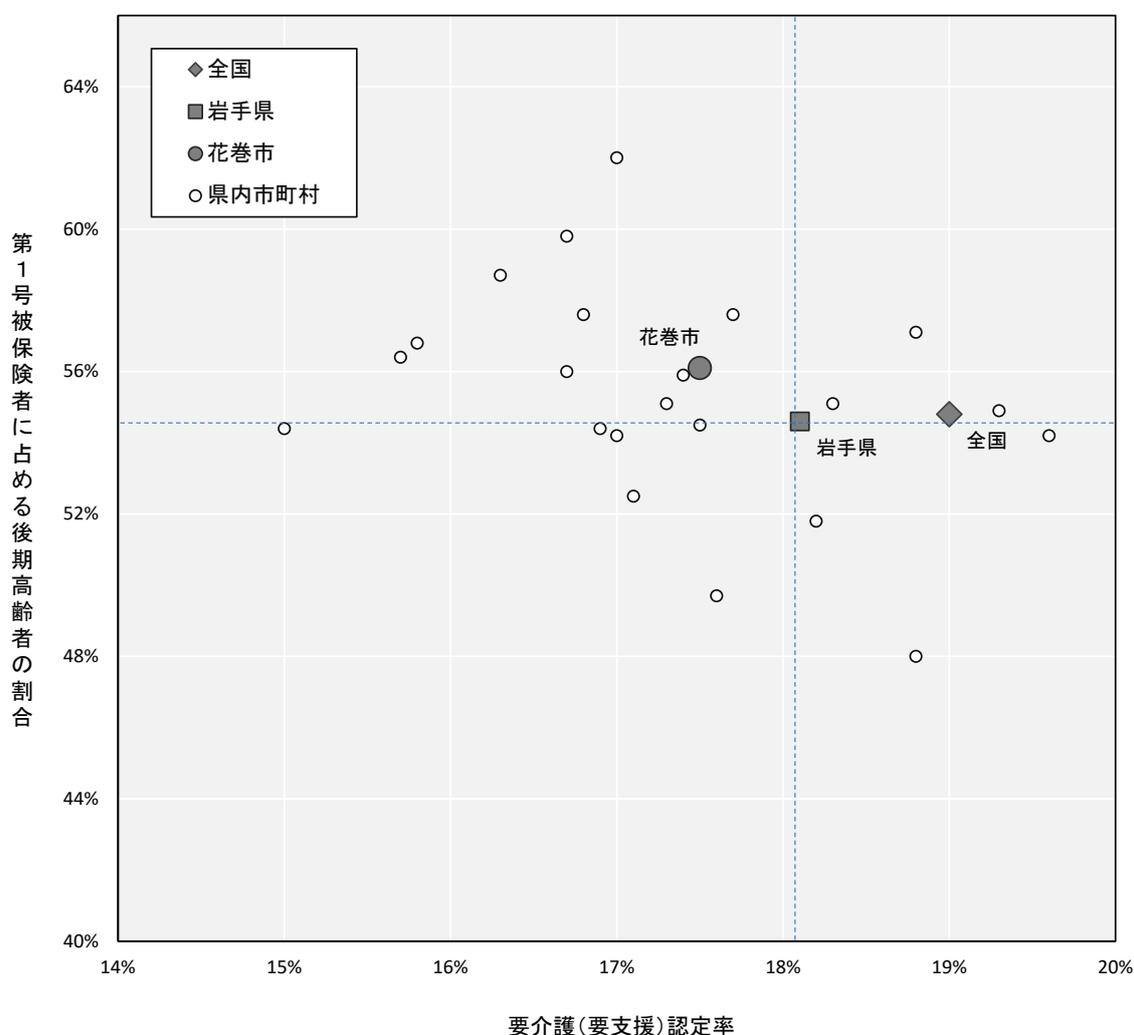
※令和6年以降は、令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

② 被保険者に占める後期高齢者の状況

第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合と要介護認定率から、本市の位置付けを整理すると、全国・県よりも第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は高いものの、認定率については全国・県よりも低くなっています。

本市における被保険者数の推計については、75歳以上の後期高齢者は増加、65～74歳の前期高齢者は減少すると見込まれますが、後期高齢者の割合が高いほど、要介護認定率が高くなると考えられることから、今後、要介護認定率が高まることが推測されま

■第1号被保険者に占める後期高齢者の割合と要介護認定率の分布状況（令和4年）



〈出典〉厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

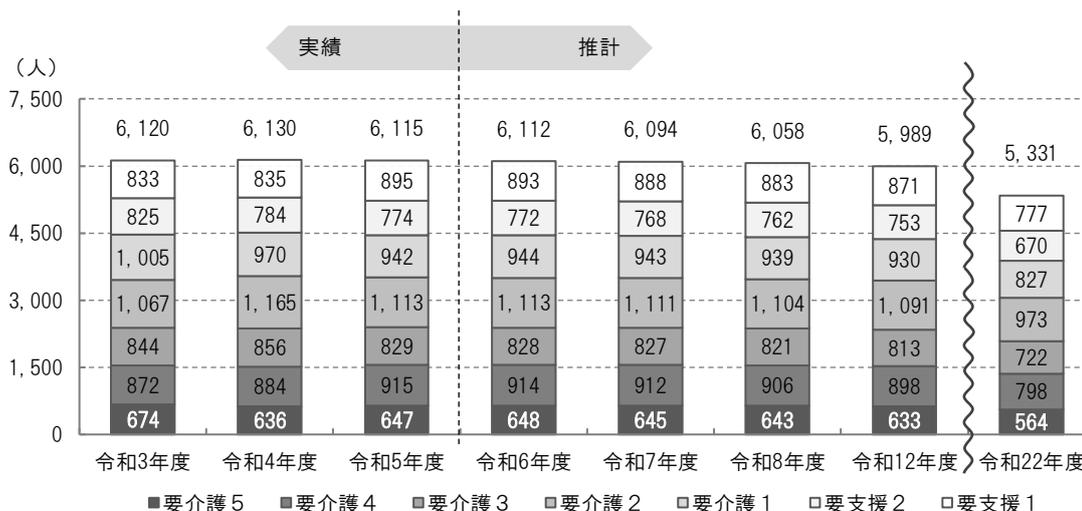
※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム：

都道府県・市町村の介護保険事業（支援）計画の策定及び実行管理を支援するため、厚生労働省が導入したシステム。認定者数や介護サービス利用量の将来推計を支援する機能や、認定率や介護給付費などのデータの時系列比較や地域間比較を行う機能などを備えている。

(4) 要介護認定者の状況と将来推計

本市の第1号被保険者の要介護認定率は概ね19%台であり、高齢者人口の減少に伴い要介護認定者数も減少すると見込まれており、令和8年度の要介護認定者数は6,058人、令和12年度には5,989人になるものと推計されます。令和22年度には認定者数は5,331人になり、認定率は19.0%と推計されます。

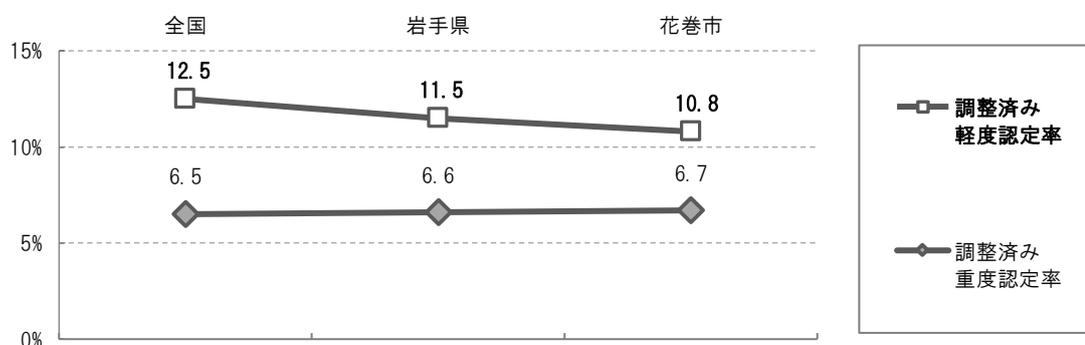
■第1号被保険者の要介護認定者数の推計



〈出典〉厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム
※令和6年以降は推計値

「見える化」システムにより、本市の令和4年度の要介護認定率（調整済み）を全国、岩手県と比較してみると、「軽度認定率」は全国、県より低いものの、「重度認定率」は全国・県よりやや高くなっている状況です。本市では、今後、介護ニーズが高い85歳以上高齢者が増加すると見込まれており、それに伴い重度認定率も上昇すると推測されることから、介護度の重度化を防ぐ取組の強化が重要です。

■高齢者の「介護度」認定



〈出典〉令和4年（2022年）厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム
※調整済み認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率
※軽度認定率：要介護2以下の認定率
※重度認定率：要介護3以上の認定率

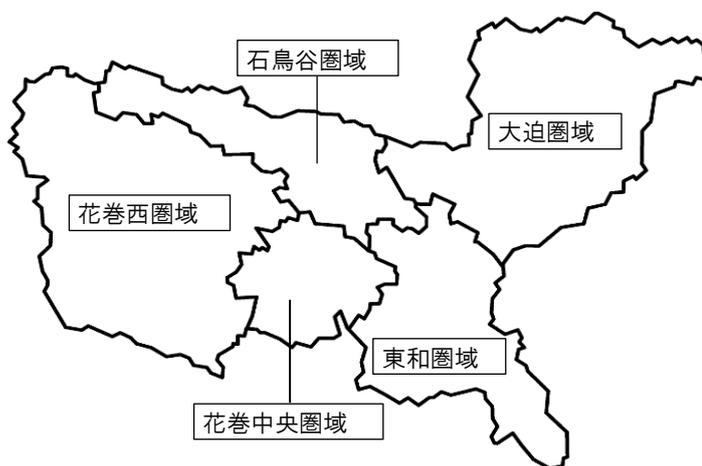
2 日常生活圏域の状況

(1) 花巻市における日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地域のさまざまな特性を踏まえて市町村が設定するもので、国では概ね30分以内の範囲で必要なサービスが提供される範囲を想定しております。

本市では、地理的条件、交通事情、施設の整備状況などから、第4期計画（平成21年度～平成23年度）より、市内5圏域を設定し、日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう幅広い支援に取り組んでおります。

■花巻市における5圏域



圏域名	構成地区名			
花巻中央圏域	松園地区 花南地区	花北地区 矢沢地区	花巻中央地区 宮野目地区	花西地区
花巻西圏域	湯口地区	湯本地区	太田地区	笹間地区
大迫圏域	大迫地区	内川目地区	外川目地区	亀ヶ森地区
石鳥谷圏域	好地地区 八重畑地区	大瀬川地区 新堀地区	八日市地区	八幡地区
東和圏域	小山田地区 成島地区	浮田地区 田瀬地区	土沢地区	谷内地区

(2) 日常生活圏域ごとの状況

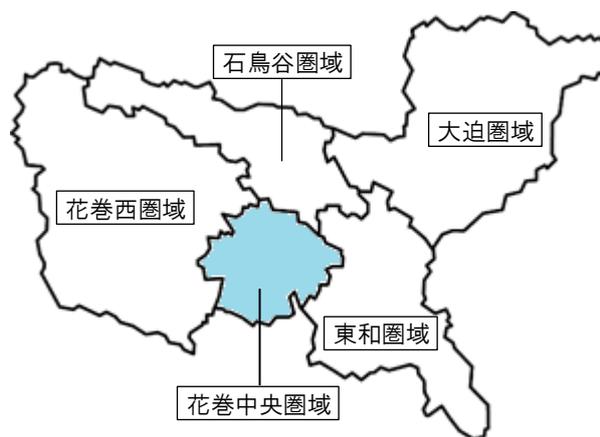
〔花巻中央圏域〕

花巻中央圏域の人口は、39歳以下の年代は人口が減少傾向で推移し、65歳以上の高齢者人口は、令和5年10月1日現在で14,446人となっています。

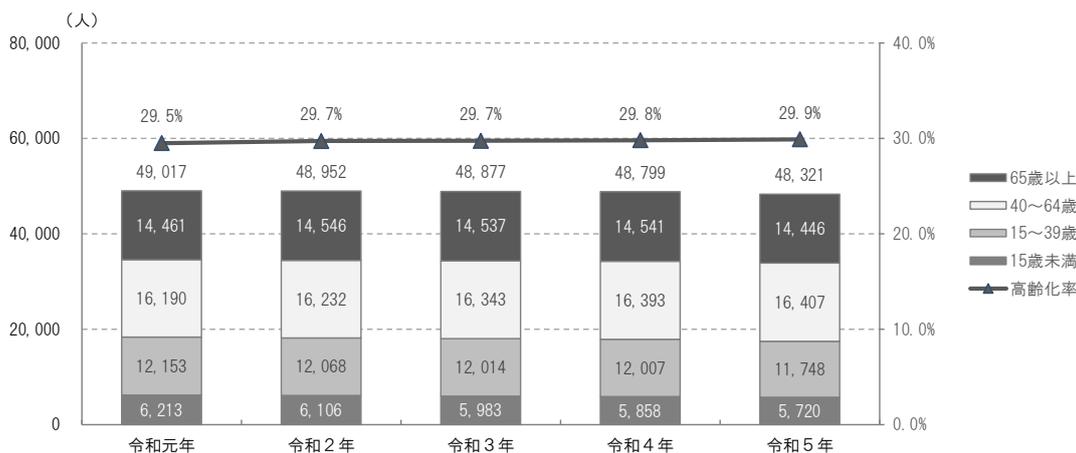
また、高齢化率は令和元年には29.5%でしたが、令和5年には29.9%となり、0.4ポイント上昇しています。

要介護認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年には2,610人となっています。

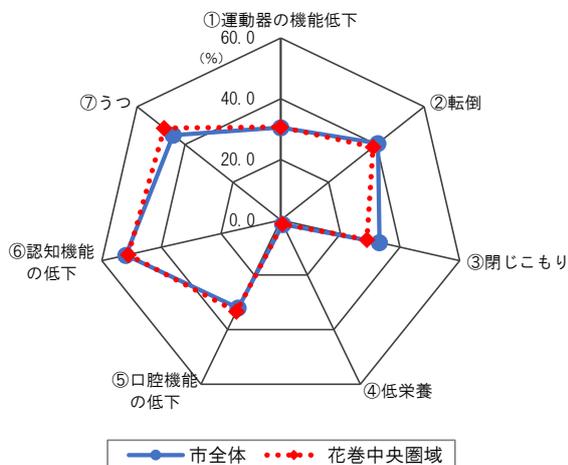
アンケート調査結果による生活機能リスク判定では、市全体と概ね同じ傾向を示していますが、うつ傾向についてはやや高く、閉じこもり傾向のリスクについてはやや低くなっています。



■花巻中央圏域の人口と高齢化率の推移

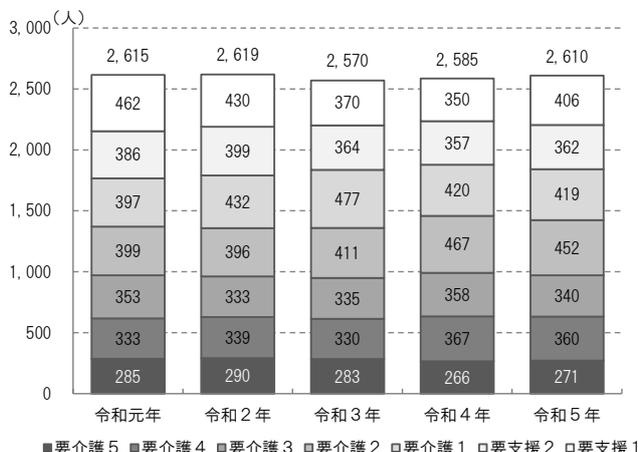


■リスク判定項目の比較



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■花巻中央圏域の要介護認定者数の推移



〈出典〉花巻市資料

※認定者数は第1号被保険者のみ

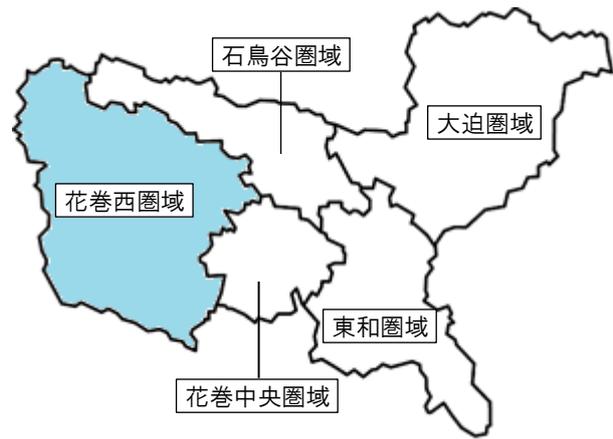
【花巻西圏域】

花巻西圏域の人口は、64歳以下の年代で人口が減少傾向で推移し、65歳以上の高齢者人口も令和4年から減少しており、令和5年10月1日現在は、7,067人となっています。

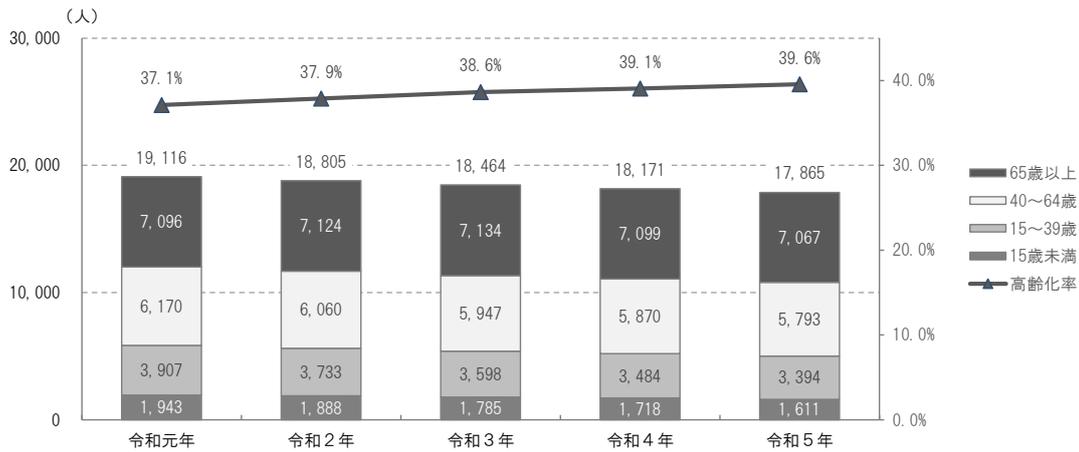
また、高齢化率は令和元年には37.1%でしたが、令和5年には39.6%となり、2.5ポイント上昇しています。

要介護認定者数は、令和4年に一時増加したものの、減少傾向となっており、令和5年には1,375人となっています。

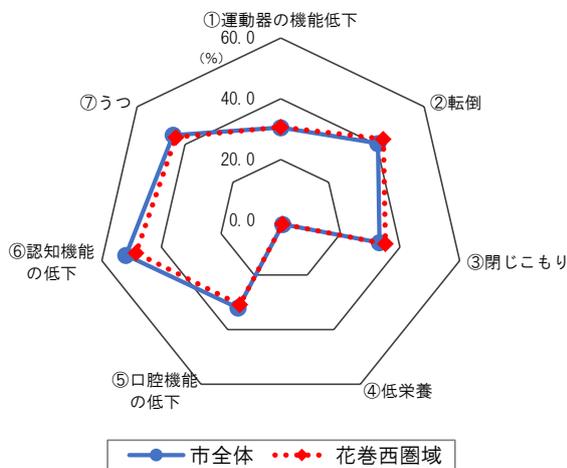
アンケート調査結果による生活機能リスク判定では、市全体と概ね同じ傾向を示していますが、認知機能の低下リスクは市全体と比べやや低くなっています。



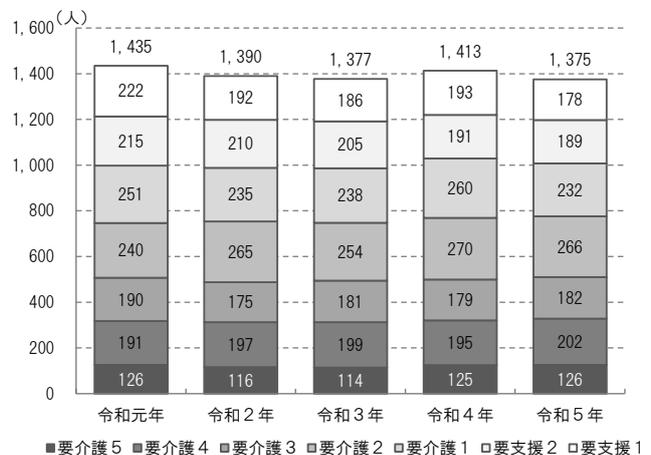
■花巻西圏域の人口と高齢化率の推移



■リスク判定項目の比較



■花巻西圏域の要介護認定者数の推移



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

〈出典〉花巻市資料

※認定者数は第1号被保険者のみ

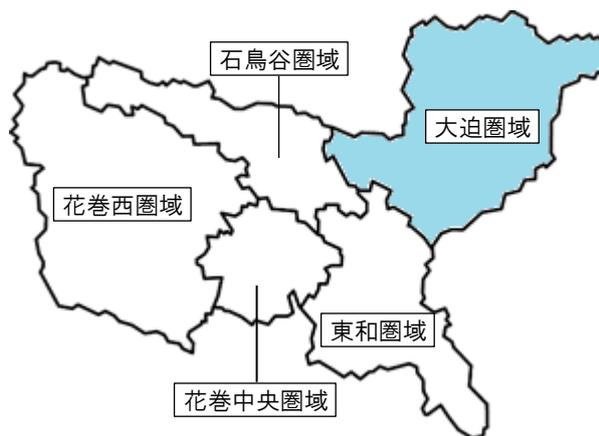
【大迫圏域】

大迫圏域の人口は、64歳以下の年代で人口が減少し、65歳以上の年代も令和3年に一時増加したものの、令和4年から減少しており、65歳以上の高齢者人口は令和5年10月1日現在で2,157人となっています。

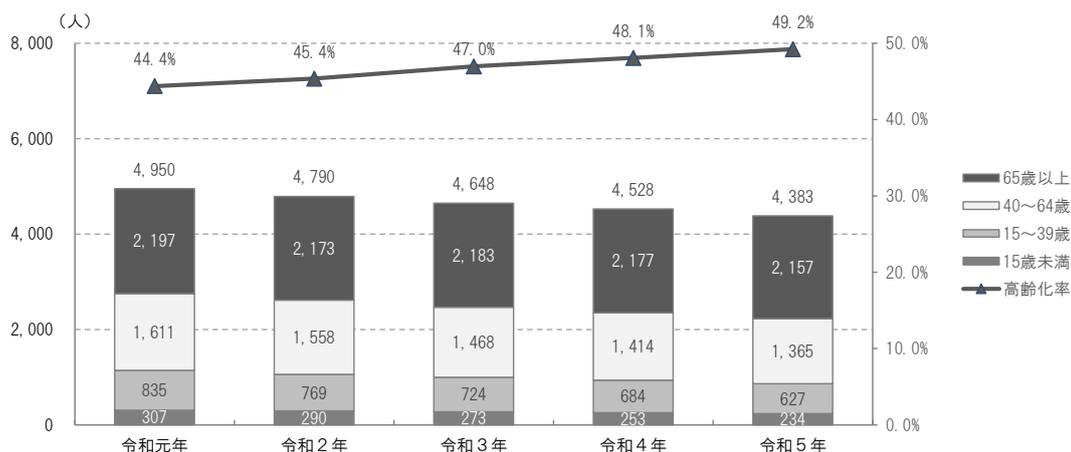
また、高齢化率は令和元年には44.4%でしたが、令和5年には49.2%となり、4.8ポイント上昇しています。

要介護認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年には477人となっています。

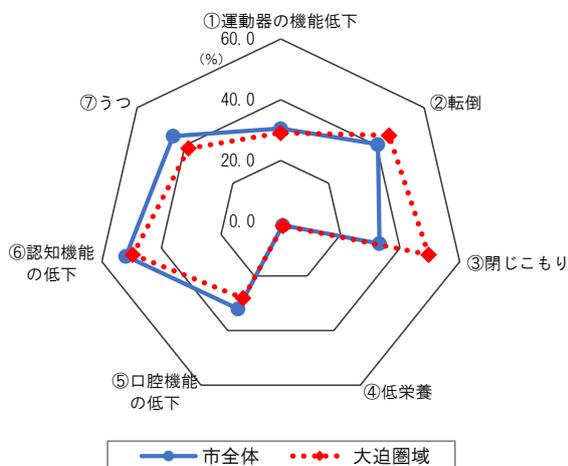
アンケート調査結果による生活機能リスク判定では、市全体と比べ閉じこもり傾向のリスクが16.5ポイント、転倒のリスクについて4.7ポイント高くなっています。



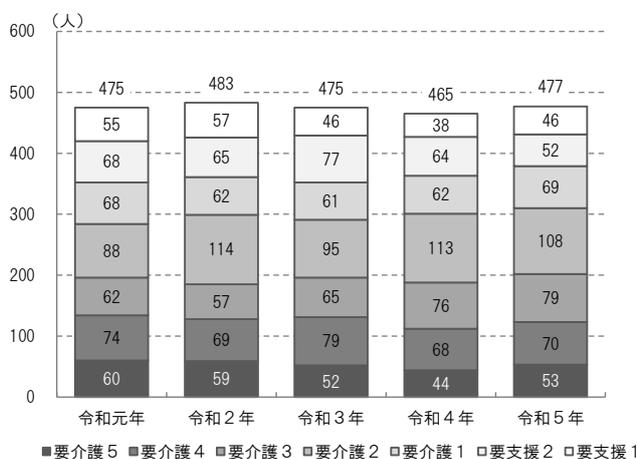
■大迫圏域の人口と高齢化率の推移



■リスク判定項目の比較



■大迫圏域の要介護認定者数の推移



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

〈出典〉花巻市資料

※認定者数は第1号被保険者のみ

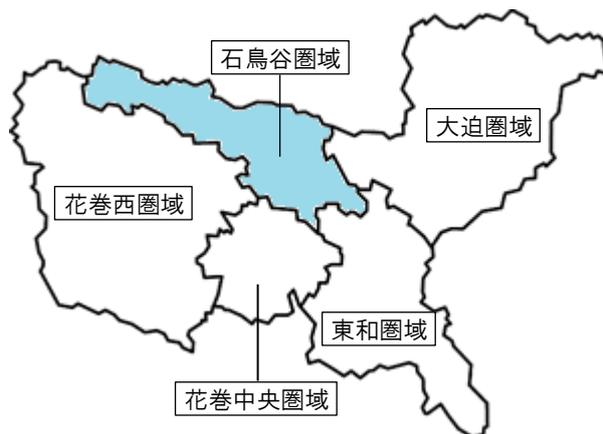
〔石鳥谷圏域〕

石鳥谷圏域の人口は、64歳以下の年代で人口が減少傾向で推移し、令和3年まで増加傾向だった65歳以上の高齢者人口も令和4年から減少しており、令和5年10月1日現在は5,035人となっています。

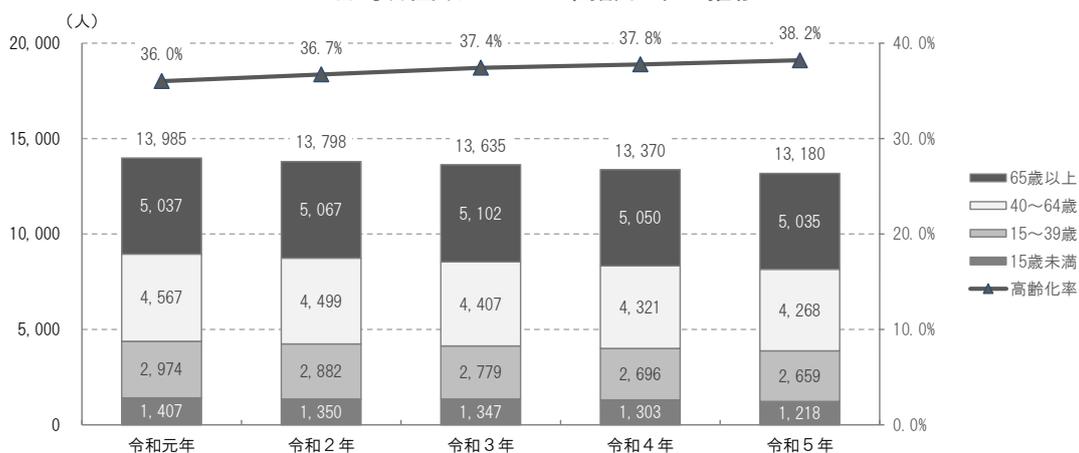
また、高齢化率は令和元年には36.0%でしたが、令和5年には38.2%となり、2.2ポイント上昇しています。

要介護認定者数は、令和元年から、増減はあるものの減少傾向となっており、令和5年には920人となっています。

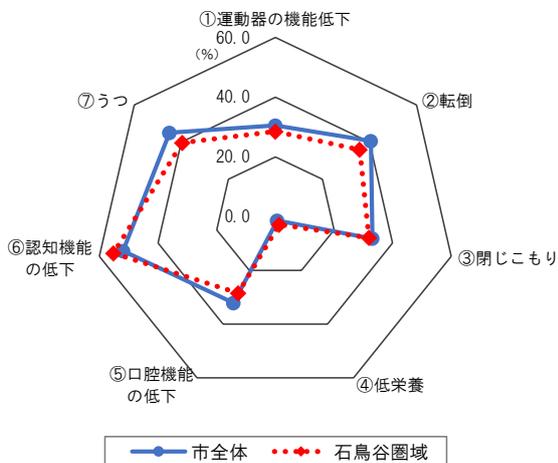
アンケート調査結果による生活機能リスク判定では、市全体と比べ認知機能の低下リスクがやや高くなっており、転倒、口腔機能の低下、うつ傾向のリスクは3～6ポイント低くなっています。



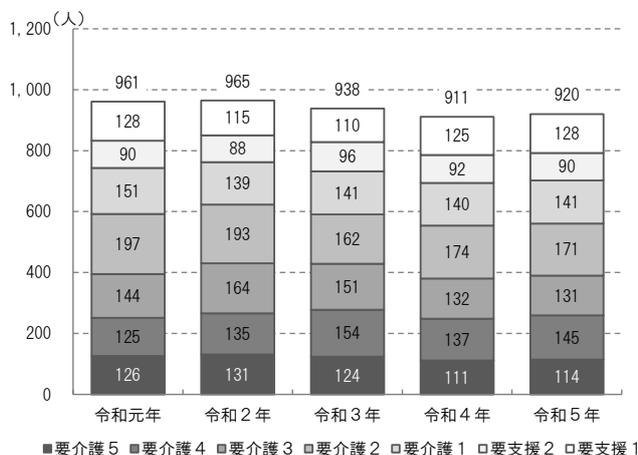
■石鳥谷圏域の人口と高齢化率の推移



■リスク判定項目の比較



■石鳥谷圏域の要介護認定者数の推移



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

〈出典〉花巻市資料

※認定者数は第1号被保険者のみ

【東和圏域】

東和圏域の人口は、全ての年代で減少傾向で推移しており、令和5年10月1日現在の65歳以上の人口は3,354人となっています。

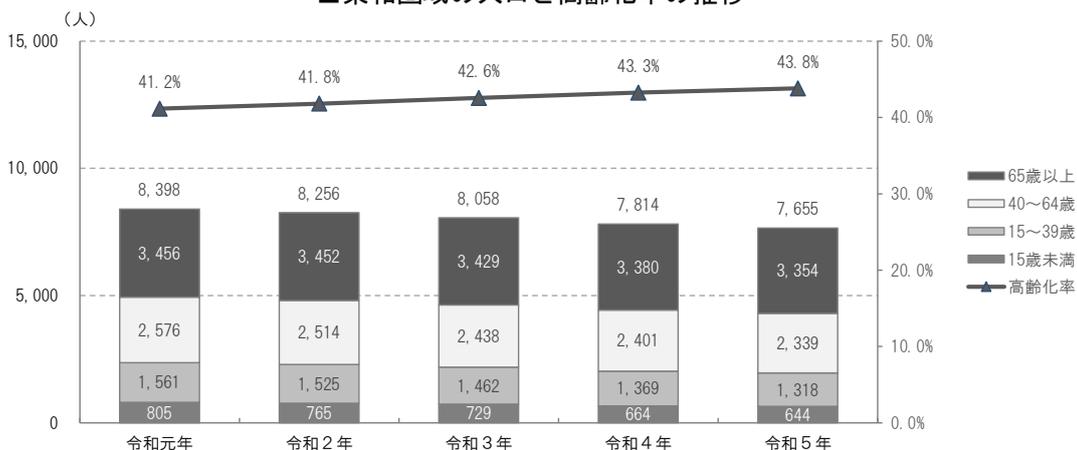
また、高齢化率は令和元年には41.2%でしたが、令和5年には43.8%となり、2.6ポイント上昇しています。

要介護認定者数は、令和元年から減少傾向で推移しており、令和5年には、690人となっています。

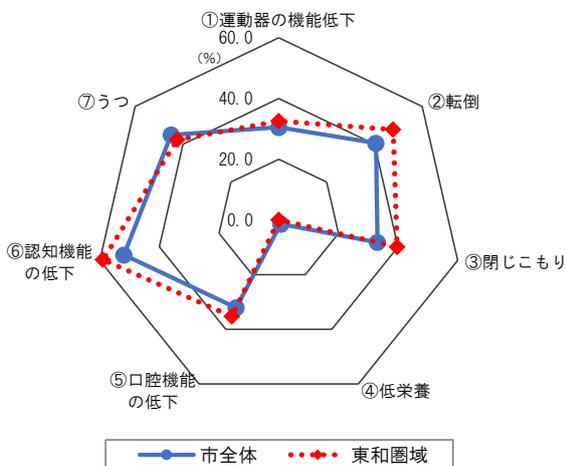
アンケート調査結果による生活機能リスク判定では、低栄養とうつ傾向の以外の項目で市全体と比べ高くなっており、特に、転倒、閉じこもり、認知機能の低下については、6ポイント以上高くなっていきます。



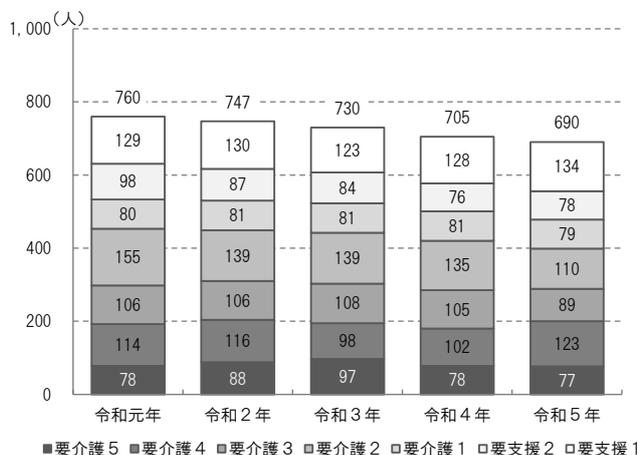
■東和圏域の人口と高齢化率の推移



■リスク判定項目の比較



■東和圏域の要介護認定者数の推移



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

〈出典〉花巻市資料

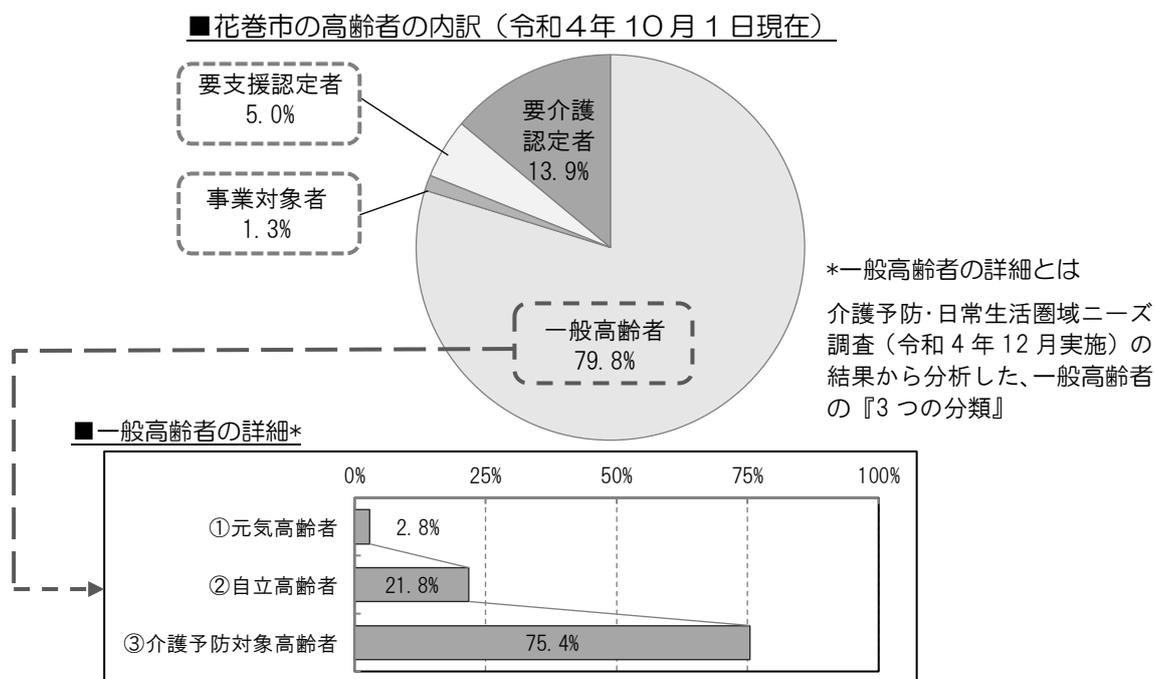
※認定者数は第1号被保険者のみ

3 花巻市の高齢者像 ～調査結果などから見える課題～

(1) 要介護認定者等と一般高齢者の詳細

本市では、令和4年9月30日現在の65歳以上の高齢者人口32,247人のうち、要支援認定者数は1,614人、要介護認定者数は4,465人で、合わせた6,079人（高齢者人口比18.9%）が要介護認定者であり、事業対象者^{*1}は430人（高齢者人口比1.3%）となっております。それ以外の一般高齢者25,738人の詳細について、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をもとに分類してみたところ、その内訳は元気高齢者2.8%、自立高齢者21.8%、介護予防対象高齢者75.4%となっており、一般高齢者の4人中3人が注意を要する状況にあります。

また、介護予防対象高齢者に要支援認定者と事業対象者を合わせた高齢者の、半数以上（53.7%）は生活支援対象高齢者^{*2}となっております。



- ①元気高齢者……………事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、介護予防対象高齢者に該当しない、健康で元気に暮らしている 65～74 歳（前期高齢者）の方を称しています。
- ②自立高齢者……………事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、元気高齢者、介護予防対象高齢者に該当していない方を称しています。
- ③介護予防対象高齢者…事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、心身機能の低下のおそれがあると判定された方を称しています。

^{*1} 事業対象者

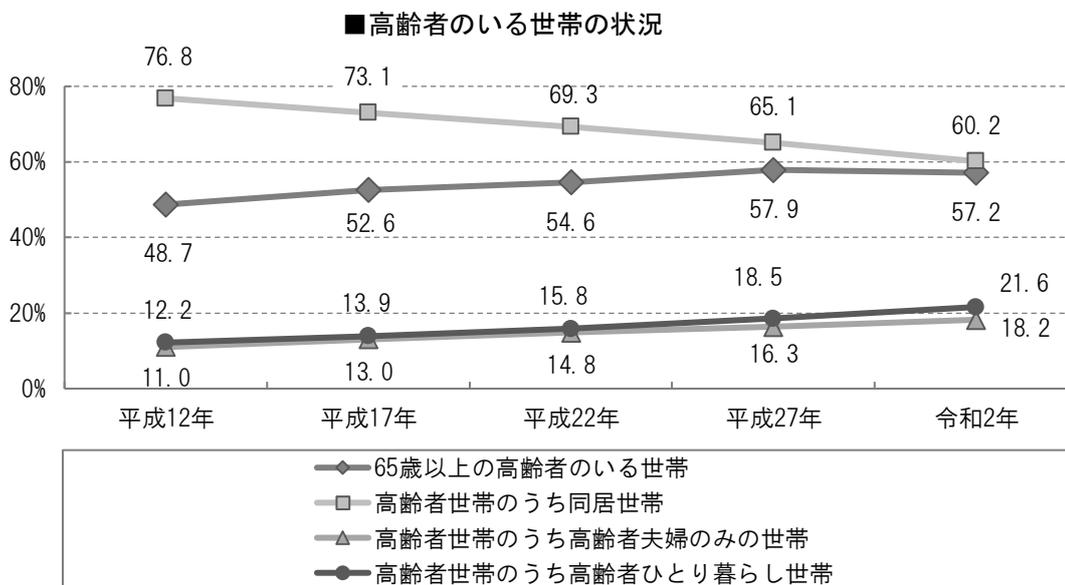
介護予防・生活支援サービス事業対象者。「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下がみられると判定された高齢者。

^{*2} 生活支援対象高齢者

事業対象者、要支援認定者、介護予防対象高齢者で「ひとり暮らし世帯」「(65 歳以上) 夫婦 2 人世帯」のほか、家族など同居しており日中 1 人になることがある「昼間独居」となる方を称しています。

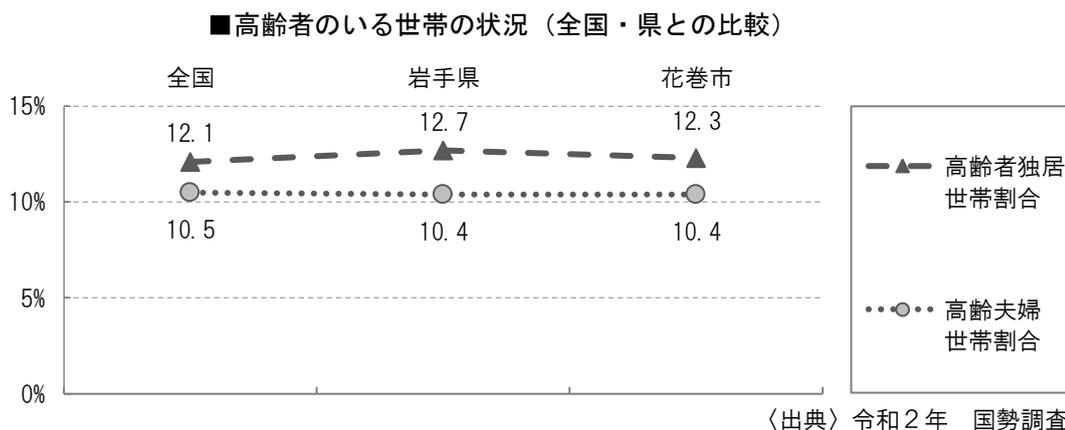
(2) 高齢者の世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、令和2年は57.2%であり、高齢者世帯総数のうち、生活支援対象高齢者の要件の1つでもある高齢者夫婦のみの世帯は18.2%、高齢者ひとり暮らし世帯は21.6%となっています。



※国勢調査に基づき作成

本市の地域特性を把握するため「見える化」システムで世帯割合を比較すると、「高齢者独居世帯割合」は県よりやや低い値となっていますが、全国よりやや高い値となっており、「高齢夫婦世帯割合」については全国より低い値となっていますが、県と同じ値となっています。



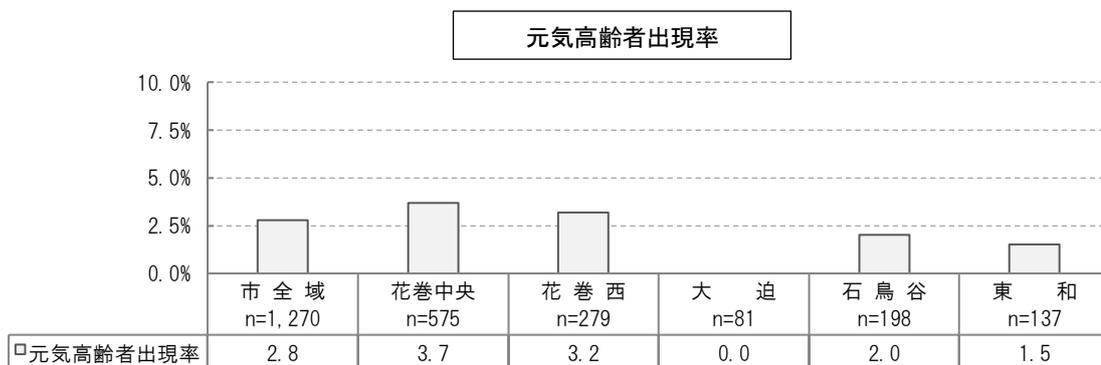
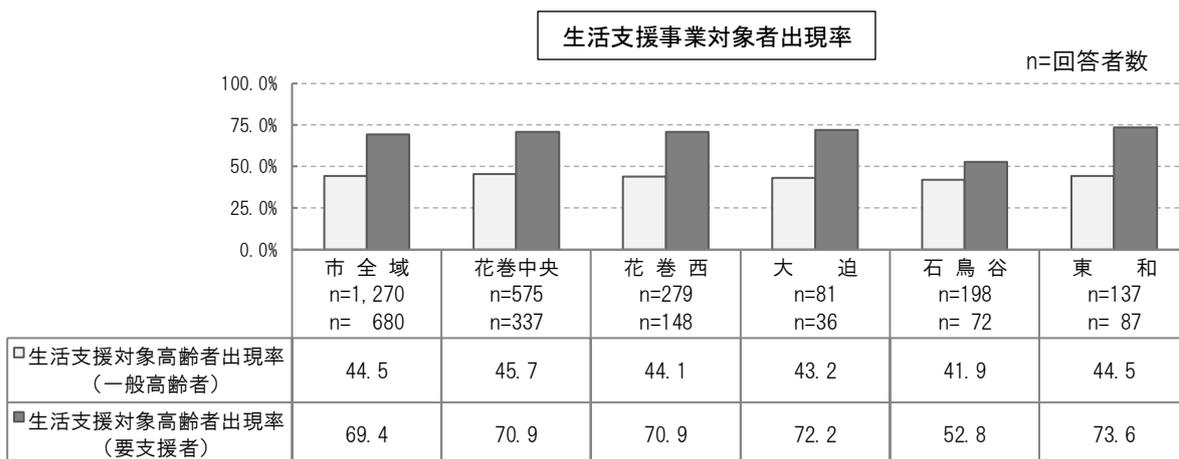
(3) 生活支援対象高齢者と生活支援を担う元気高齢者

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、生活支援対象高齢者は市全域で一般高齢者の4割以上、要支援者では6割以上で、一方、生活支援の担い手となる元気高齢者の出現率は2.8%となっています。

生活支援対象高齢者の出現率を前回調査と比較すると、最も増加した圏域は、一般高齢者・要支援者ともに大迫圏域となり、一般高齢者で2.8ポイントの増加、要支援者で13.5ポイントの増加となっています。

元気高齢者の出現率を前回調査と比較すると、最も増加した圏域は、花巻中央圏域で1.7ポイントの増加、最も減少した圏域は、大迫圏域で5.6ポイントの減少となっています。

今後、高齢者の増加とともに、生活支援対象者も増加していくことが見込まれるため、地域における見守り体制の強化が必要となります。



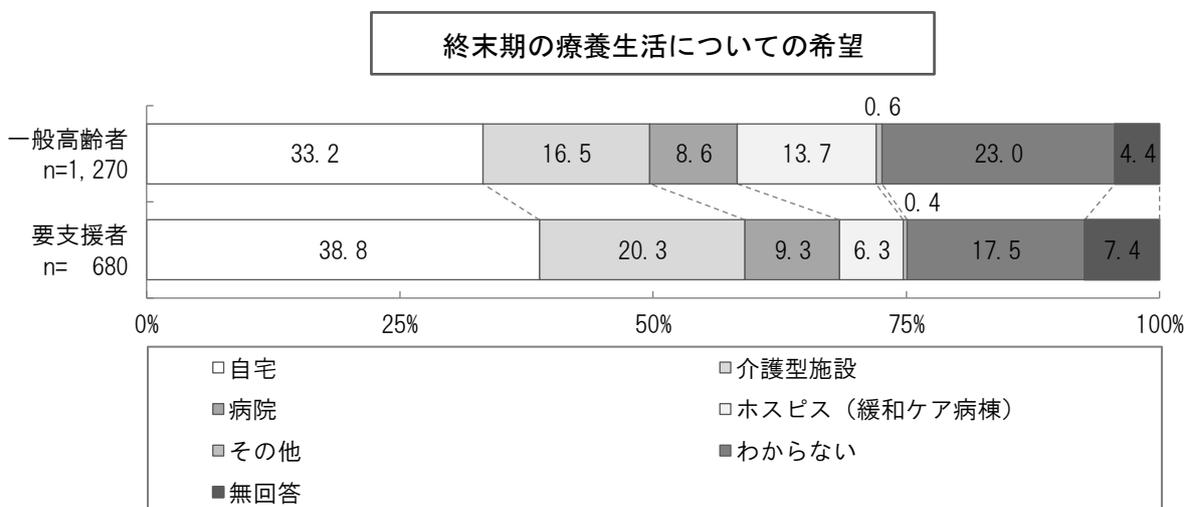
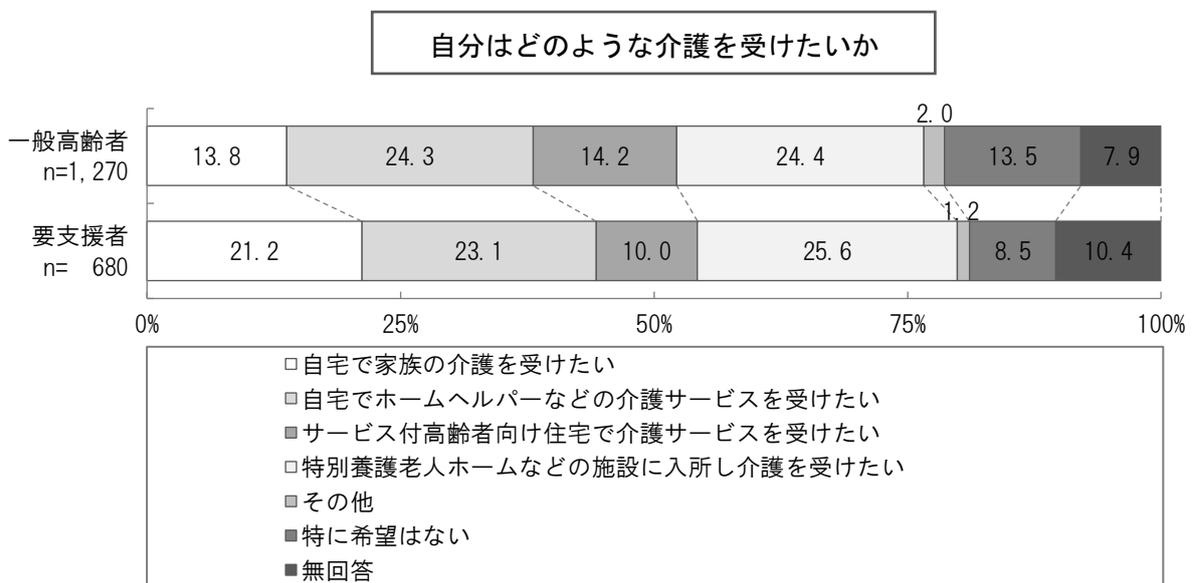
〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(4) 介護に対する希望

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、回答者自身がどのような介護を受けたいかをみると、一般高齢者、要支援者ともに約4割が自宅での介護を希望しています。

また、終末期の療養生活についての希望は、一般高齢者では「自宅」、「介護型施設」、「ホスピス（緩和ケア病棟）」の順となっており、要支援者では「自宅」、「介護型施設」、「病院」の順となっており、約半数が在宅における終末期の療養を希望しています。

在宅で生活を希望する人の増加に伴って、今後は生活を支援するサービスの充実が求められます。また、在宅介護を希望する人が多い中では、在宅介護と医療の連携を充実させていくことも必要となります。



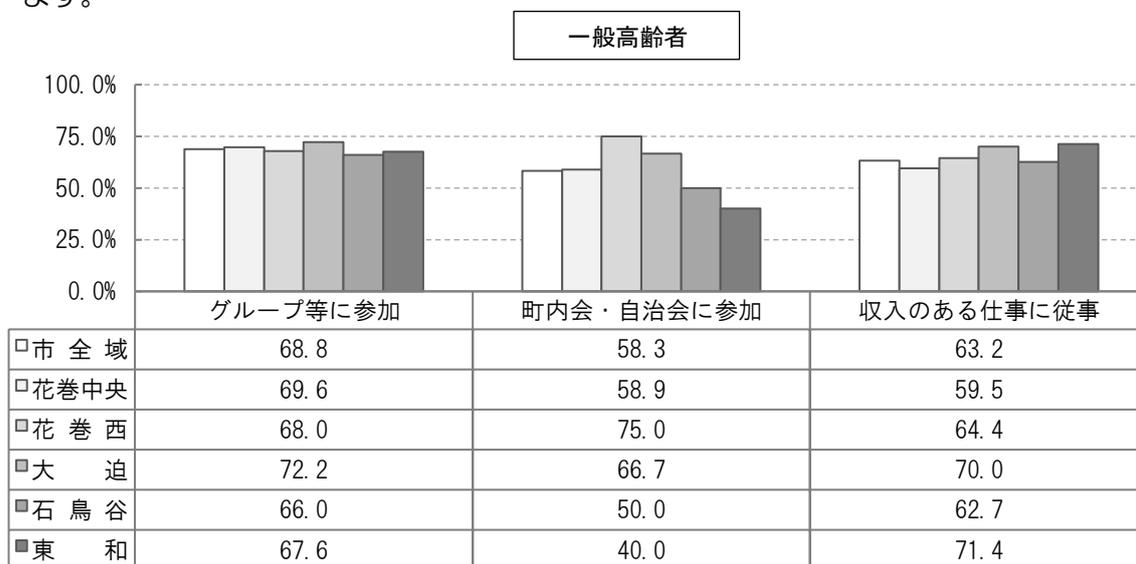
(5) 地域活動参加者が生きがいを感じている割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「収入のある仕事」「グループ等※」「町内会・自治会」などの地域活動の参加者は、一般高齢者の約6割、要支援者の5割以上が生きがいを感じていると回答しています。

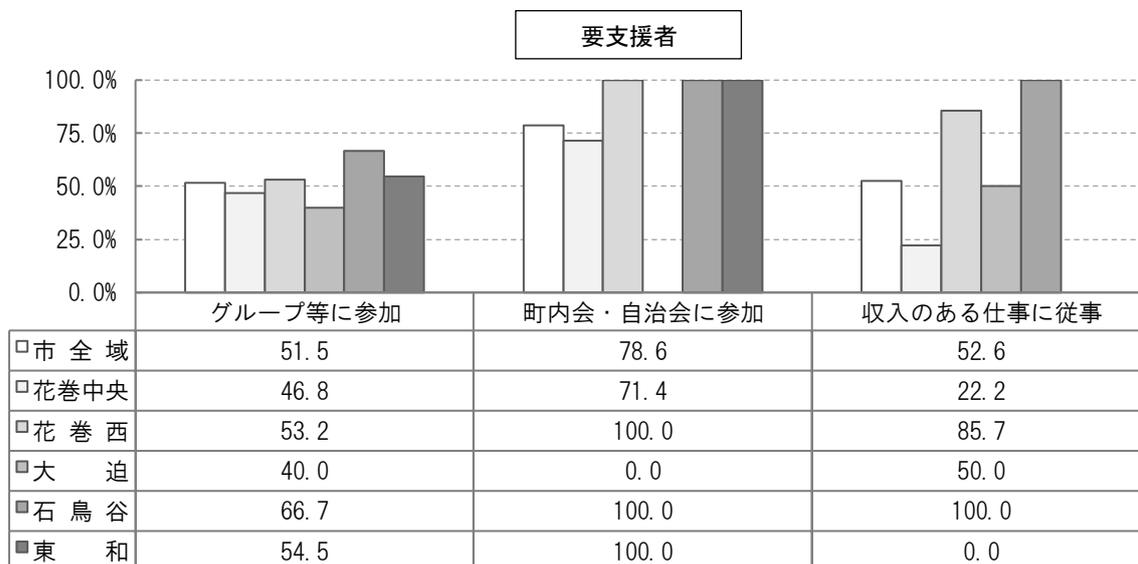
前回調査と比較すると、一般高齢者では、大迫圏域の全ての地域活動参加者において生きがいを感じていると回答した割合が増加している一方、花巻中央圏域の全ての地域活動参加者において生きがいを感じていると回答した割合が減少しています。

要支援者では、花巻西圏域の全ての地域活動参加者において生きがいを感じていると回答した割合が増加しています。

個人の生活だけでなく、地域の中でのつながりや関わりを持つことが在宅生活の中では重要となることから、高齢者が主体となる地域内の交流の場づくりが今後も求められます。



※グループ等：ボランティア、スポーツ・趣味関係のグループ、学習・教養サークル、通いの場、老人クラブ



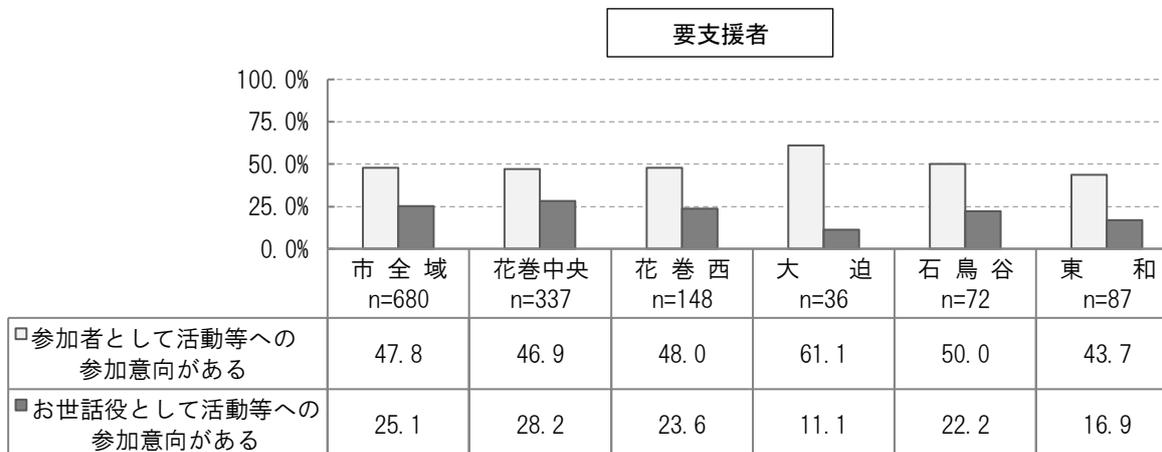
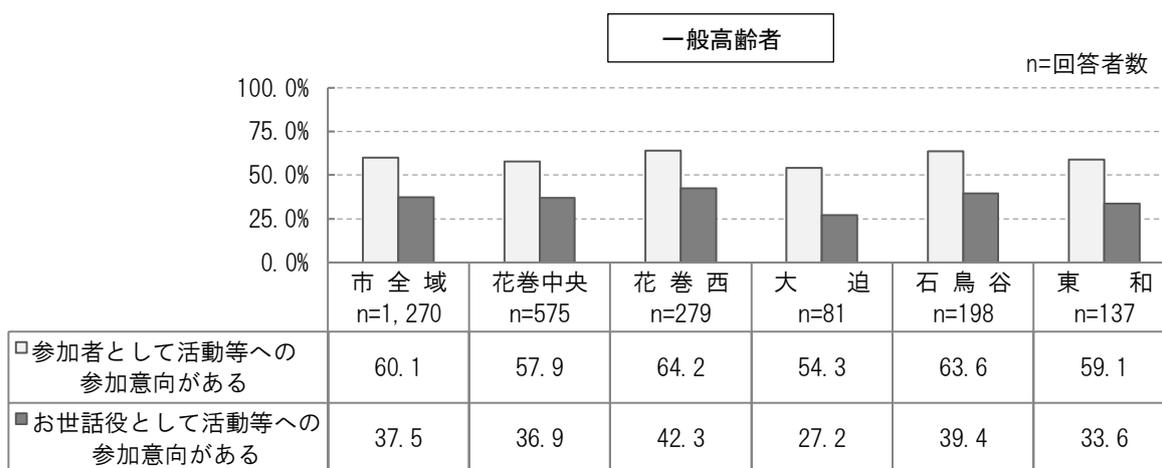
〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(6) 地域づくりに対する参加意向

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から地域活動への参加の意向をみると、一般高齢者、要支援者ともに「参加者として活動等への参加意向がある」が、「お世話役として活動等への参加意向がある」を上回っています。一般高齢者では、お世話役として参加意向のある方が、大迫を除く4圏域で3割以上いることから、お世話役として活動できる場を維持・拡充していくことが重要となってきます。

地域づくりに対する参加意向を前回調査と比較すると、一般高齢者では、「参加者として活動等への参加意向がある」が最も増加した圏域は、石鳥谷圏域で6.0ポイントの増加、最も減少した圏域は、大迫圏域で4.1ポイントの減少となっています。「お世話役として活動等への参加意向がある」が最も増加した圏域は、東和圏域で3.2ポイントの増加、最も減少した圏域は大迫圏域で12.1ポイントの減少となっています。

要支援者では、「参加者として活動等への参加意向がある」は全ての圏域で増加しており、最も増加した圏域は、大迫圏域で28.5ポイントの増加となっています。「お世話役として活動等への参加意向がある」が最も増加した圏域は、花巻中央圏域で11.1ポイントの増加、最も減少した圏域は大迫圏域で15.0ポイントの減少となっています。



〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

4 第8期計画の振り返りと第9期計画における課題整理

(1) 第8期計画の振り返り

第8期計画（令和3年度～令和5年度）では、基本目標である「高齢者が慣れ親しんだ地域で、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を実現するため、4つの施策目標を掲げ、介護保険制度の適切な運営とともに、地域包括ケアシステムの深化に向けた、高齢者の社会参加や、地域における介護予防活動の支援、在宅医療・介護連携推進等に取り組みました。

① 取組の総括

介護保険事業計画期間中の保険給付費は、約323億8千万円の計画に対し約311億7千万円と計画比△3.7%の給付実績となる見込みです。これは、要介護認定者数が死亡に伴う資格喪失等の増加により推計値を下回る実績となったため、介護サービス利用量の伸びが見込みを下回ったことなどが要因となっています。

サービス別の給付状況では、地域密着型通所介護は計画比+5.5%、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では計画比+7.1%と計画を上回る給付の伸びがあった一方で、利用者数が計画を下回ったため、特定施設入居者生活介護では計画比△12.8%、通所介護では計画比△9.5%の給付となりました。

施設の整備については、認知症高齢者グループホーム1施設を整備し、介護サービス基盤の充実を図りました。

高齢者の積極的な社会参加の推進として、老人クラブ活動など高齢者の主体的活動への支援や、地域における生活支援等、高齢者が活躍できる仕組みづくりを進める中で、92人の高齢者が生活支援を担う住民ボランティアとなりました。

高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な取組として、「通いの場」等の住民の主体的な活動を支援する中で、生活習慣病の発症予防、栄養改善や口腔機能の向上、こころの健康づくりの普及啓発を行いました。地域における介護予防推進の柱として、住民主体で活動している「通いの場」は、112団体、参加者2,000人ほどが活動しており、個々の参加者の介護予防をはじめ、高齢者の生きがいや地域の繋がり場となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出が制限されたこと等により「通いの場」を拡大する取組を実施することが困難でしたが、引き続き「通いの場」の拡大に向けた導入支援及び継続支援を行ってまいります。

また、団塊の世代の新たな高齢者像に配慮したオンライン等を活用した介護予防の取組が必要です。

さらに、フレイル予防や転倒・骨折予防、膝痛・腰痛を予防するために、リハビリテーション職種等の多職種との連携により、より広く市民に普及啓発をする必要があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」（平成29年4月開始）では、地域における生活支援として「訪問型サービスB（ご近所サポーター事業）」の取組の拡大を進めております。また、生活支援を担う住民ボランティア養成研修については、研修内容を見直し、より受講しやすい内容として、これまで延べ360人の住民ボランティアを養成し生活支援の取組を進めております。

支援の取組団体は、地域団体13、民間ボランティア団体1の合計14団体と、取組団体は増加しているものの、現状として、市全体の34%程度の行政区のカバー率となっており、生活支援の取組拡大に向け、生活支援の理解を進めるためのさらなる働きかけが必要です。

在宅医療と介護サービスの継続した一体的な提供により、最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、「在宅生活を支える医療・介護の関係者が集う会」等を開催し、市内の医療・介護・福祉関係者等の顔が見える関係づくりを確立しました。また、在宅医療介護連携に係る課題を解決するため、「花巻市在宅医療介護連携推進会議」や「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会」で検討や試行を重ねる中でお互いの専門性や役割について理解を深めるとともに、在宅医療や、ACP*の理解を深めるための普及啓発を行いました。

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、認知症サポーター養成講座や認知症セミナーなどにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めました。認知症高齢者とその家族の理解と支援を担う認知症サポーター養成講座については、孫世代向けの小中学校での講座開催は拡大しているものの、小売業や金融機関を対象とした講座の開催により、日頃、高齢者と接する機会が多い認知症サポーターの拡大が必要です。また、今後はさらにステップアップ講座を開催し、認知症サポーターの活動支援の体制の構築を進めていくことが必要です。

地域ケア会議については、個別の事例を検討する「地域ケア個別会議」、自立支援や重度化防止の視点による自立支援型地域ケア個別会議「地域ケアワークショップ」、日常生活圏域ごとの「地域ネットワーク会議」を加えた系統的な検討を行いました。

* ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

もしもの時に備えて、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・介護チームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

地域ケア個別会議等から把握された地域の共通課題をもとに「地域ケア推進会議」を開催し、課題の共有を図りました。今後は、さらに地域の共通課題について、情報収集や分析を行い、地域ケア推進会議において地域課題の解決に向けて検討を行う必要があります。

いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、地域住民の理解の深化と、医療や介護、福祉等の関係機関との連携強化により、高齢者を支え、ともに生きるための「地域包括ケアシステム」の構築の要となる地域包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

介護給付費の適正化に向けた取組として、要介護認定にかかる認定調査の全件点検、全ての居宅介護（介護予防）支援事業所のケアプラン（介護サービス計画）の点検、理学療法士による住宅改修の点検、介護報酬請求の縦覧点検及び医療情報との突合点検を行ったほか、サービス利用者への介護給付費通知（10月～12月の利用実績を翌年3月に通知）を実施しました。

② 取組の評価

4つの施策目標の評価指標（目標値）に対する、第8期計画期間（令和3年度～5年度）の取組の達成状況、成果・課題等は以下のとおりです。

〔達成状況の評価基準〕	
◎ 達成できた（達成率：80%以上）	△ 達成はやや不十分（達成率：30～59%）
○ 概ね達成できた（達成率：60～79%）	× 全く達成できなかった（達成率：29%以下）
※令和5年度の実績値及び達成状況は、一部見込み値となります。	

施策目標 I 高齢者の積極的な社会参加への推進 ～生涯現役として活躍できる地域づくり～

◇積極的な社会参加の推進

【目標の達成状況】 達成できた

より受講しやすい養成講座となるよう、内容等の見直しを図り実施。地域団体に登録するボランティア総数は目標を上回ったものの、受講した高齢者総数は

【成果・課題等】

目標を下回った。

今後も、生活支援について地域貢献と生きがいのどちらも得られる取り組みであることについて普及啓発を図る。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数	目 標	284人	329人	374人
	実 績	262人	289人	294人
	達成率	◎	◎	○
生活支援の取組団体に登録する高齢者のボランティア総数	目 標	74人	89人	104人
	実 績	72人	92人	94人
	達成率	◎	◎	◎

*9月末時点

施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取組～

◇健康づくり・介護予防の推進

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

「通いの場」の取組団体数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、拡大には至らなかった。今後も、フレイル予防や転倒・骨折予防、認知症予防等について普及啓発を図るとともに、通いの場の立ち上げと活動への支援を継続する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場取組団体数	目 標	115 団体	120 団体	125 団体
	実 績	112 団体	112 団体	115 団体
	達成率	◎	◎	◎

*見込み値

◇地域リハビリテーションの推進

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

リハビリテーション専門職との連携により、要介護状態に陥るリスクの高い高齢者を対象として実施することができた。今後は、事業終了後に継続して介護予防に取組めるよう支援する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期集中予防サービスモデル事業実施回数	目 標	20 回	30 回	40 回
	実 績	40 回	40 回	29 回
	達成率	◎	◎	○

*見込み値

施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

◇日常生活の支援体制の整備

① 地域団体による生活支援の体制整備

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】 生活支援の取組団体は、地域の高齢者を地域でサポートできる事業として、徐々に増加してきた。今後も、地域ごとに異なるニーズに対応した支援を行う仕組みとして、取組団体の立ち上げ、及び活動の支援を継続する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援取組団体数	目 標	11 団体	13 団体	15 団体
	実 績	11 団体	13 団体	14 団体
	達成率	◎	◎	◎

*見込み値

② 生活支援ボランティアの育成推進

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】 より受講しやすい養成講座となるよう、内容等の見直しを図り実施。受講者数、地域団体に登録するボランティア総数ともに、増加したものの、目標値に達することができなかったことから、養成講座について広く周知を図り、継続して実施する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援ボランティア養成研修受講者総数	目 標	371 人	446 人	521 人
	実 績	326 人	360 人	400 人
	達成率	◎	◎	○
生活支援の取組団体に登録するボランティア総数	目 標	99 人	124 人	149 人
	実 績	88 人	109 人	139 人
	達成率	◎	◎	○

*見込み値

◇在宅医療・介護連携推進

【目標の達成状況】 概ね達成できた

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内の医療・介護等の専門職が集うことが困難な時期があったが、オンライン形式を導入し、在宅医療介護連携に係る課題の対応策の検討、及び各団体の自主的な取組を進めることができた。今後も、さらなる連携推進に向け、各関係団体の自主的活動や専門職間の横のつながり強化等へ支援を継続する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療介護連携に係る会議等延べ回数	目 標	8回	8回	8回
	実 績	10回	7回	8回
	達 成 率	◎	◎	◎
在宅医療介護連携に係る講演会等参加延べ人数	目 標	200人	300人	500人
	実 績	0人	86人	131人
	達 成 率	×	×	×

*見込み値

◇認知症の方やその家族への支援体制づくり

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

孫世代向けの小中学校での講座や、小売業や金融機関など幅広い対象に講座を開催し、サポーターを養成することができた。また、ステップアップ講座を開催し、活動に意欲のあるサポーターを把握できたことから、サポーターを活用した支援体制の構築を進める。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座実施回数	目 標	50回	50回	50回
	実 績	40回	46回	41回
	達 成 率	◎	◎	◎
認知症サポーター養成講座年間受講者数	目 標	750人	750人	750人
	実 績	947人	1,129人	1,207人
	達 成 率	◎	◎	◎
認知症サポーターステップアップ講座実施回数	目 標	3回	3回	3回
	実 績	0回	2回	2回
	達 成 率	×	○	○
認知症サポーターステップアップ講座年間受講者数	目 標	20人	20人	20人
	実 績	0人	15人	13人
	達 成 率	×	○	○

*見込み値

◇地域ケア会議の推進

【目標の達成状況】 概ね達成できた

【成果・課題等】 地域ケア個別会議等から把握された地域の共通課題をもとに地域ケア推進会議を開催し、課題の共有を図った。今後は、さらに地域の共通課題について、情報収集や分析を行い、地域ケア推進会議において解決策に関する検討を行う。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議実施回数	目 標	25回	25回	25回
	実 績	14回	11回	15回
	達 成 率	△	△	○
自立支援型地域ケア個別会議 (地域ケアワークショップ)検 討件数	目 標	32件	32件	32件
	実 績	24件	32件	32件
	達 成 率	○	◎	◎
地域ネットワーク会議(日常生 活圏域会議)実施回数	目 標	10回	10回	10回
	実 績	7回	8回	7回
	達 成 率	○	◎	○
地域ケア推進会議(市全域会 議)実施回数	目 標	1回	1回	1回
	実 績	0回	1回	1回
	達 成 率	×	◎	◎

*見込み値

◇地域における生活支援の推進

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】 地域団体の立ち上げもあり、利用者数は増加し、目標を大幅に上回った。今後も、取り組み拡大に向け事業の周知を図るとともに、各団体が地域のニーズに応じた支援を提供できるよう、支援を継続する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービスB (ご近所サポーター事業) 実利用者数	目 標	51人	57人	63人
	実 績	73人	100人	110人
	達 成 率	◎	◎	◎

*見込み値

施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

◇要介護認定の適正化

【目標の達成状況】 達成できた

認定調査の「基本調査」と「特記事項」の整合性の確認を全件点検したことにより、介護認定審査会委員の審査軽減につながった。今後は、目視により行っている整合性の確認等について効率化を図る。

【成果・課題等】 研修会の実施により、認定調査項目の選択肢の選択される割合が、全国平均値と比較し偏りは改善されたが、新たに全国平均値から乖離した項目もあった。今後も、研修会などの実施により各調査員が選択肢を選択する際の基準が統一されているか確認し、認定調査の更なる平準化を図る。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の点検件数	目 標	全件	全件	全件
	実 績	全件 (5,677件)	全件 (5,203件)	全件 (6,010件)
	達成率	◎	◎	◎
認定調査項目（全74項目）別の選択状況の全国保険者との比較において、業務分析データの箱ひげ図から飛び出している調査項目数	目 標	9項目以下	9項目以下	9項目以下
	実 績	7項目	9項目	10項目
	達成率	◎	◎	◎

*見込み値

◇ケアプランの点検

【目標の達成状況】 概ね達成できた

専門委託業者による書面及びオンライン面談による点検を令和3年度及び4年度は各事業所の管理者を対象に実施し、令和5年度はより広い対象に点検を実施するため、管理者以外の介護支援専門員を対象とし、24事業所42件のオンライン面談によるケアプラン点検を行った。モニタリング・マネジメントについては改善が見られたが、ニーズに対する分析が不十分であった。今後もより効果的な点検となるよう、実施体制を見直し、継続してケアプラン点検を実施する。

【成果・課題等】

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検実施事業所数	目 標	48事業所	48事業所	48事業所
	実 績	48事業所 (48件書面による面談)	46事業所 (47件書面及びオンラインによる面談)	24事業所 (42件オンラインによる面談)
	達成率	◎	◎	△
点検で改善を促した項目の点検後改善率数	目 標	60%	60%	60%
	実 績	35%	40%	40%
	達成率	△	○	○

*見込み値

◇リハビリテーション専門職による住宅改修の点検

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

理学療法士による住宅改修箇所の確認、点検、アドバイスをを行ったことにより、利用者の状態に合った住宅改修となったが、依然として状態に合わない計画が作成されている事例が見られる。今後も住宅改修を検討する初期の段階から理学療法士が関与し、多職種による点検やアドバイスを実施する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハビリテーション専門職による住宅改修の点検実施件数	目 標	全件※		
	実 績	全件（9件）	全件（8件）	全件（6件）
	達成率	◎	◎	◎

※花巻市高齢者等住宅改修事業費補助金の交付を伴う居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）全件

◇縦覧点検・医療情報との突合

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

縦覧点検及び医療情報との突合点検により、重複請求や算定制限チェックを行った結果、介護給付費の過誤申立及び再請求につながり、給付の適正化が図られた。今後もより効果的な点検となるよう、実施方法に工夫をしながら継続して実施する。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
岩手県国保連合会による縦覧点検結果の確認	目 標	年3回	年3回	年3回
	実 績	年3回	年3回	年3回
	達成率	◎	◎	◎
岩手県国保連合会による医療情報との突合点検結果の確認	目 標	毎月	毎月	毎月
	実 績	毎月	毎月	毎月
	達成率	◎	◎	◎

◇介護給付費の通知

【目標の達成状況】 達成できた

【成果・課題等】

家族を含む利用者に、事業所からの介護報酬請求と介護保険サービスの給付状況を通知し、利用者に介護保険制度の理解が深まり、適正な保険給付につながった。

	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知実施回数	目 標	毎年3月に10月～12月給付実績を利用者に通知		
	実 績	3月に2,439件	3月に2,426件	3月に2,400件
	達成率	◎	◎	◎

*見込み値

(2) 第9期計画の施策展開に反映させる課題

第8期計画では、介護サービス基盤の充実をはじめ、介護予防などの取組を進める中で、一定の成果を得たものの、高齢者を取り巻く状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果などから、さらなる取組を要する課題がいくつかあることから、それらの課題を整理し、第9期計画の施策展開へ反映させていきます。

課題1 高齢者が活躍できる地域の体制づくり

高齢者が健康で充実して生きていくためには、「生きがい」を持つことが非常に大切です。

高齢者が「生きがい」を持って暮らすためには、趣味や特技、サークル活動を通じて地域社会と交流できる場や、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動等を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場が必要であり、「社会参加」が重要な要素となっています。

老人クラブは、高齢者の社会参加活動推進のための重要な団体の一つですが、近年、会員の高齢化や価値観の多様化により、会員数、クラブ数ともに減少傾向にあり、新規加入も減りつつあることから、活動存続に向けた課題解決を支援する必要があります。

高齢者自身が、社会に必要とされることによる生きがいを感じながら、地域貢献できる活動の場の創出と、意欲のある高齢者を実際の活動に繋げていく仕組みづくりが重要です。

【関連値】

・生きがいを持って暮らしている高齢者の割合*1 令和2年 71.9%→令和4年 58.9%

→【第9期計画 施策目標Ⅰ】に反映

課題2 高齢者の健康づくりと主体的な介護予防の取組の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本市の一般高齢者の75.4%が何らかの支援を要する「介護予防対象高齢者」であり、高齢者が健康で自立した生活を送るためには、健康づくりと介護予防の意識を主体的に取組む意識を高めることが大切です。

「介護・介助が必要になった主な原因」で、高齢による衰弱や骨折・転倒が全体の47%を占めることから、生活機能低下による介護予防が必要な方を早期に把握し、地域のリハビリテーション専門職等との連携により、より広く住民に向けてフレイル*予防や骨折・転倒予防等の普及が必要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、通いの場、地域住民や自治会、サロン等を対象とした介護予防事業のほか、一人ひとりのライフスタイルに合わせたオンライン等のICTを活用した介護予防事業等を充実させ、高齢者のニーズに対応した取組が必要です。

【関連値】

・全高齢者の内訳*3

要介護認定者 13.9% 要支援認定者 5.0% 事業対象者 1.3% 一般高齢者 79.8%

・通いの場取組団体数*2 令和元年度 108団体 → 令和4年度 112団体

→【第9期計画 施策目標Ⅱ】に反映

※フレイル

年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要となりやすい、健康と要介護の間の状態のこと。

課題3 高齢者の支援体制の強化と互いに助け合える地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、家族等による支援が難しくなっている現状です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、ひとり暮らし等何らかの支援が必要である生活支援対象高齢者※は、53.7%を占めています。

地域における生活支援「ご近所サポーター事業」は、高齢者が抱える困りごとを地域で支えるなかで、高齢者が支える人として活躍できる取組であることから、地域によつての課題を把握し、住民と共有することにより、地域での支えあい意識を高めることが重要です。

また、生活支援に取り組んでいる団体は年々増加していることから、ボランティア数は増加しているものの、ボランティアの高齢化など担い手を確保が必要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に回答した高齢者の70.4%が高齢者の認知症に関する相談窓口を知らないと回答しています。地域包括支援センターは高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための総合相談窓口であることをホームページ等で周知するとともに、金融機関や商業施設等とも連携し、自身で解決できない課題を抱える高齢者を地域で見守り、早期の支援につながるよう地域支援ネットワークの構築が必要です。

また、高齢者の3人に1人が終末期の療養生活を自宅で過ごしたい*2と希望しており、在宅医療と介護サービスが切れ目なく提供できるよう、在宅医療・介護の連携を強化するなど、在宅療養支援のさらなる推進が必要です。

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加すると見込まれており、介護サービス利用の契約や預貯金等の財産管理といった、専門性の高い支援を行う成年後見制度の受任者の確保が必要です。

【関連値】

- ・ 高齢者ひとり暮らし世帯割合/全世帯
平成30年3月 16.8% → 令和3年3月 18.0%
- ・ 高齢者のみ世帯割合/全世帯
平成30年3月 11.9% → 令和3年3月 12.4%

➡【第9期計画 施策目標Ⅲ】に反映

※生活支援対象高齢者

事業対象者、要支援認定者、介護予防対象高齢者で「ひとり暮らし世帯」「(65歳以上)夫婦2人世帯」のほか、家族などと同居しており日中1人になることがある「昼間独居」となる方

課題4 認知症にやさしい地域づくりの推進

高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者が年々増加していくことが見込まれるなか、認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう幅広い世代に対して、認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と地域で支える体制づくりが必要です。

認知症の早期発見や重症化予防に向けた、通いの場等の地域活動のさらなる推進の取組により、認知症を重症化させない予防の視点の取組の重要性が増しています。

認知症を正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成は、小中学生を対象とした講座の開催は年々増加していますが、高齢者と接する機会が多い小売業、金融機関、公共交通機関等の従事者を対象とした講座の開催は進んでいない現状です。

また、認知症サポーターのステップアップ講座を開催することにより認知症サポーターチームを組み、本人やその家族を支援する取組が必要です。

【関連値】

- ・ 認知症高齢者の割合
令和元年度（R2.3.31）11.4% → 令和4年度（R5.3.31）11.1%
- ・ 介護者が不安に感じる介護など（上位3位まで）*4
1位 認知症への対応(38.1%) 2位 夜間の排泄（35.1%） 3位 日中の排泄（29.5%）

→【第9期計画 施策目標Ⅲ】に反映

課題5 介護サービスの安定的提供

今後も介護サービスを必要とする人のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくためには、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメントにより介護給付の適正化を行うことが重要です。

サービス給付の適正化に向けた取組として、認定調査やケアプランの点検、リハビリテーション専門職による住宅改修等の点検により、自立支援・重度化防止に資するサービスを事業者が適切に提供できる体制をつくる必要があります。

また、特別養護老人ホーム・グループホーム入所待機者調査及び特別養護老人ホーム入所者状況調査の結果の検証などを行い、中長期的な視点から真に必要な施設サービス基盤を整えることが重要です。

サービス提供に必要な介護人材を確保するため、「介護のお仕事セミナー」「奨学金返還補助事業」「家賃補助事業」の実施と更なる周知を図るとともに、外国人材や介護ロボット・ICTの活用促進に向けた取組を支援する必要があります。

【関連値】

- ・ 第1号被保険者のうち要介護2以上の認定者の割合*5
市 11.0% 国 9.8%
- ・ 市内介護サービス事業所運営法人のうち職員が不足していると回答した法人の割合*6
令和3年度 65.3% 令和4年度 64.4%

→【第9期計画 施策目標Ⅳ】に反映

- 〈関連値出典〉 *1 市民アンケート
*2 令和5年度版 花巻市の保健福祉（高齢福祉事業実績）
*3 花巻市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（高齢者暮らしの調査）令和5年3月
*4 花巻市在宅介護実態調査報告書 令和5年3月
*5 介護保険事業状況報告（令和5年9月分月報）
*6 介護人材確保に関するアンケート

第3章

計画の基本的な考え方

■第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本計画は、第8期計画の基本目標として掲げた「高齢者が慣れ親しんだ地域で、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を継承し、介護サービスの基盤整備や在宅医療介護連携等の多様な取組により、基本目標の実現を目指してまいります。

〈基本目標〉

高齢者が慣れ親しんだ地域で
心身ともに健康で生きがいを
もって生活できるまち



基本目標の達成に向け、下記の2つを基本理念として取組を実施していきます。

■基本理念1 ■ 自立支援と重度化防止の推進

人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごすためには、生活の質（QOL）の維持・向上が重要であることから、リハビリテーション専門職をはじめ保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の地域の幅広い専門職と連携しながら、健康づくりによる自立期間の延伸から、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、高齢者の状態に応じた継続的な取組を推進します。

■基本理念2 ■ 「生涯現役」の普及啓発と高齢者の社会参加の推進

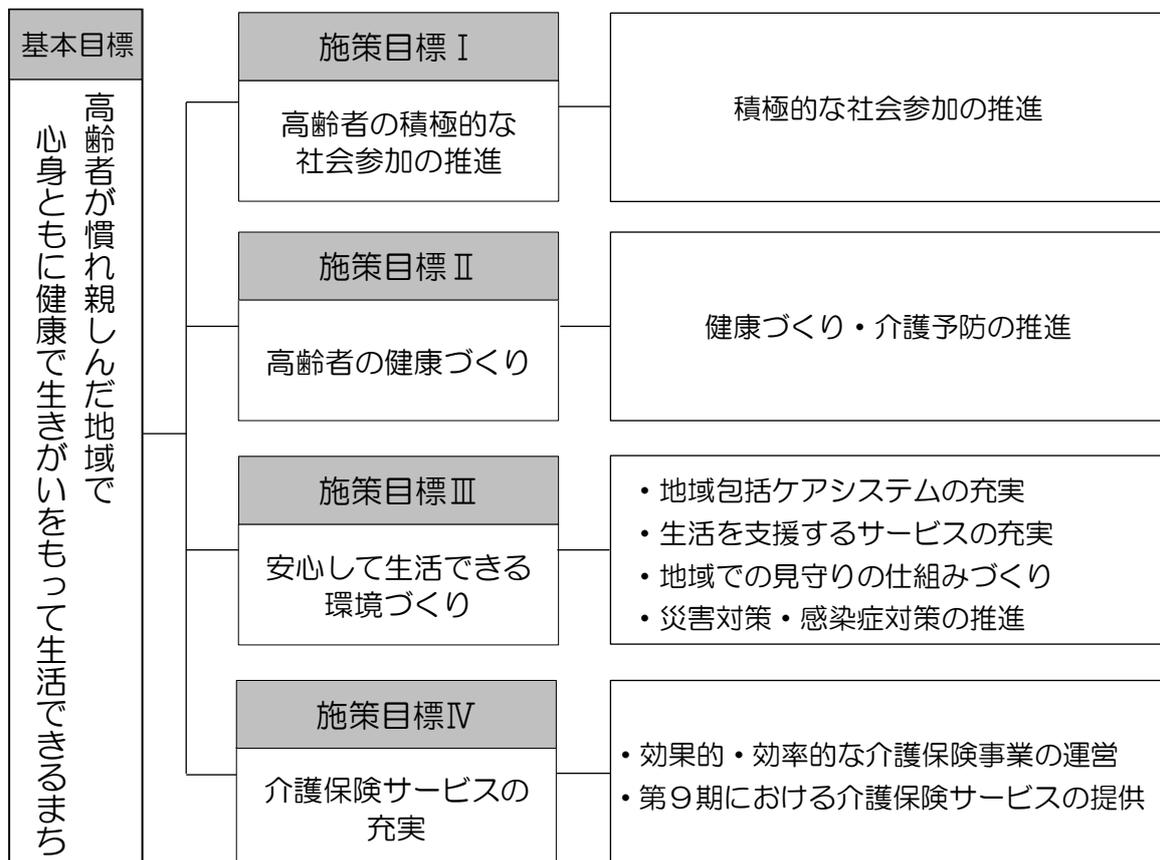
少子高齢化が進む中、高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域の活性化の観点から高齢者の社会参加の重要性が増しています。高齢者が、生涯現役で活動できる仕組みづくりを進めるとともに、何歳になっても、自分の持つ知識や経験を活かした社会参加や地域の交流活動等が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることにつながっていくことについて、あらゆる機会をとらえて啓発していきます。

2 施策目標

計画の基本目標を実現するために、以下の4つの施策目標を定め、中長期を見据えた様々な施策を展開していきます。

施策目標Ⅰ	高齢者の積極的な社会参加の推進 ～生涯現役として活躍できる地域づくり～
施策目標Ⅱ	高齢者の健康づくり ～健康長寿に向けた継続性のある取組～
施策目標Ⅲ	安心して生活できる環境づくり ～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～
施策目標Ⅳ	介護保険サービスの充実 ～持続可能な介護保険事業の運営～

3 施策の体系



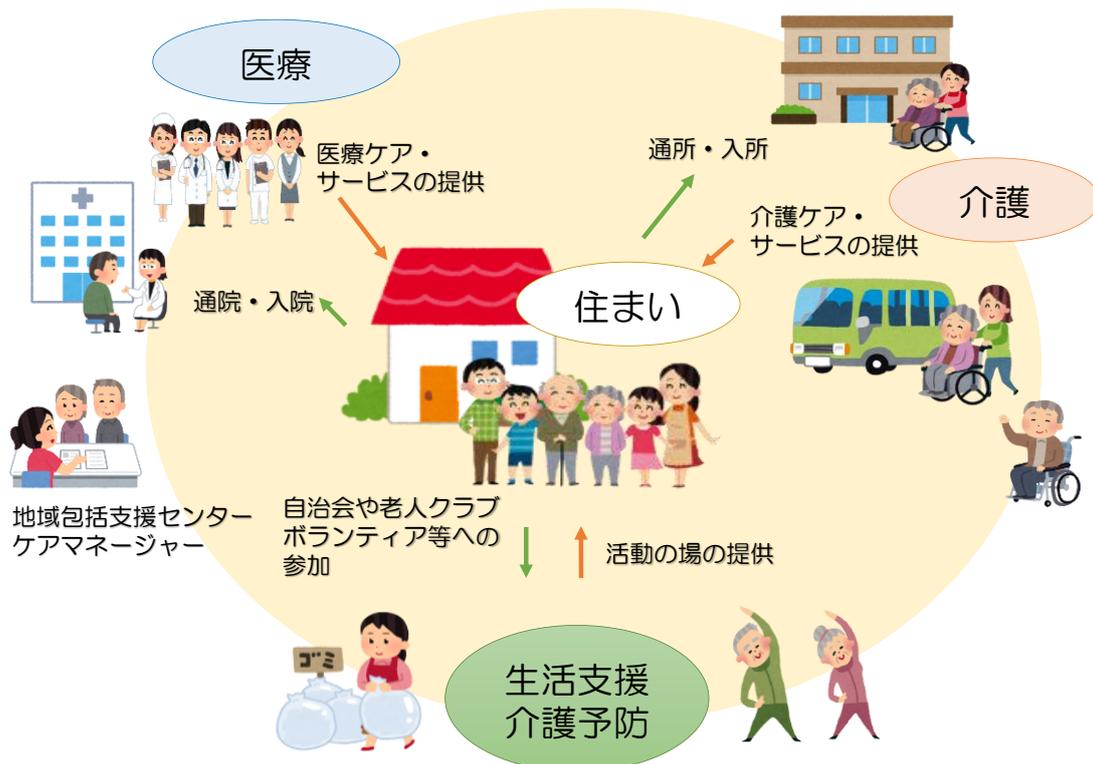
4 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、平成27年3月策定の「花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）」から、高齢者を支え続けられる仕組みづくりに向け、在宅医療介護連携推進や認知症施策、地域における生活支援、介護サービスの基盤整備などの取組により「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいりました。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの更なる深化並びに地域共生社会への発展につなげる効果的な施策の展開を図っていくため、地域ごとの実情を踏まえながら、既存の資源を生かした効果的な施策展開及び事業実施に取り組むことが必要です。そのためには、現在の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返るとともに、地域の実情や特徴に応じた取組を検討し実行していく必要があります。これまで取り組んできた、地域包括支援センターを介しての地域住民の理解の深化や、医療や介護、福祉等の関係機関との連携強化が、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会の実現に向けた地域づくりのため「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってまいります。

また、人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごすためには、生活の質(QOL)の維持・向上が重要であることから、リハビリテーション専門職等の多職種と連携し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進において、健康の保持増進から要介護状態への移行を防ぐ介護予防、介護度を重度化させない重度化防止まで、高齢者の生活の質(QOL)の維持・向上に繋がる、継続性のある取組を目指します。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



5 地域共生社会の推進

本市においては、第7期計画から、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会^{※1}」の実現に向け、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができる、「我が事・丸ごとの包括的な支援体制^{※2}」の整備として、「地域共生社会」の基盤となる「地域包括ケアシステム」の充実を図ってまいりました。

今後、一層高齢化が進み、認知症高齢者や高齢者ひとり暮らし世帯など、何らかの支援を要する高齢者が増加していく一方で、これまで、高齢者を支えてきた現役世代が顕著に減少すると見込まれていることから、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の仕組みづくりは、さらに重要となっています。

第9期計画では、「地域包括ケアシステム」の目指す方向である「地域共生社会」の実現に向け、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組んでまいります。

■地域共生社会のイメージ図



<出典>厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

※2 我が事・丸ごとの包括的な支援体制

「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みづくりと地域づくり支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談の支援体制の整備。個別に整備された「縦割り」の公的福祉サービスについても「丸ごと」への転換を目指す。

第4章

施策の展開

■第4章 施策の展開

本計画の基本目標である「高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を実現するために、「高齢者の積極的な社会参加への推進」「高齢者の健康づくり」「安心して生活できる環境づくり」「介護保険サービスの充実」という、4つの施策目標を掲げており、これらの施策目標に基づき、住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者に係る様々な施策を実施していきます。

施策目標Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加の推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～

高齢者が、地域の交流活動における社会的な役割や、これまで培った知識や経験を活かした地域を支える活動を通じて、生きがいや楽しみを持ちながら、なるべく長く健康で過ごせるよう支援します。

○評価指標

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがいを持って暮らしている 高齢者の割合《新規》	%	61.5	63.0	64.5

※市民アンケート

1 積極的な社会参加の推進

(1) 交流機会の充実

互いに見守り支えあう活動をとおして、孤独感や閉じこもりを防ぎ、楽しみや生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、地域での交流機会を支援します。

① 高齢者交流事業の推進

気軽に参加できる交流活動の中で、互いに見守り支え合うことにより、高齢者の生きがいや社会的孤立感の解消、閉じこもり防止等につながっていくよう、花巻市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）と連携し、ふれあいいきいきサロン活動を支援するとともに、健康維持や楽しみにつながる、高齢者のスポーツや文化活動を支援します。

■「ふれあいいきいきサロン活動」実施団体のある行政区数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいいきいきサロン活動の実施団体を有する行政区数※（行政区）	163	163	163	180	180	180

※市内の行政区数223

*見込み値

② 敬老事業の支援

多年にわたり地域に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、地域等が主催する敬老事業の開催などを支援します。

■敬老事業支援の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老会対象者数※（人）	17,620	17,969	18,268	18,600	19,090	19,470

※75歳以上人口の推計値

③ 老人クラブ活動の支援

高齢者自身による主体的な活動である老人クラブが、これまで培ってきた組織力を維持し、地域に貢献するボランティア活動を通じ、豊かな人間関係を築き、いきいきと活躍できるよう、アンケート等により老人クラブが抱える問題や活動継続への要望等を把握し必要な支援を実施します。

■老人クラブ活動支援の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ会員数（人）	3,686	3,439	3,071	3,071	3,071	3,071

(2) 高齢者の就労支援

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域を支える担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につながる就労的活動を支援します。

① 地域における生活支援の担い手活動への支援

高齢者が、地域における生活支援の担い手として活動できるよう、活動の母体である生活支援の取組団体の拡大を進めます。また、高齢者の意欲を実際の活動につなげていくため、より実践的な生活支援ボランティア養成研修を開催するとともに、生活支援について、地域貢献と生きがいのどちらも得られる社会に必要とされる取組であることについて広く普及啓発します。

■高齢者の地域における生活支援の担い手活動の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数（人）	262	289	294	330	350	370

② 高齢者の社会参加活動支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進につながる就労の場を新たに立ち上げる団体への支援として、「高齢者生きがい就労創出支援事業」により補助します。

施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取組～

人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごしていけるよう、健康づくりによる自立期間の延伸から始まり、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防や、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、状態に応じた継続的な取組を進めます。

○評価指標

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心身ともに健康だと感じる高齢者の割合	%	60.0	60.0	60.0

※市民アンケート

1 健康づくり・介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

何歳になってもいきいきと暮らし続けられるよう、運動習慣・食生活・お口の健康等の基本的な健康管理の情報提供をはじめ、高齢者自身による主体的な健康づくりを推進します。

① 健康づくりと介護予防の一体的な取組

何歳になってもいきいきとした健康長寿のためには、健康づくりと介護予防の継続的な取組が重要です。本市の「健康増進計画」と整合性を図りながら、「通いの場」等の住民の主体的な活動を支援する中で、高齢者が抱えやすい高血圧や糖尿病等の生活習慣病の発症予防や重症化防止等に努めるとともに、必要に応じ医療機関への受診に繋がります。

② 高齢者のこころの健康づくり

「花巻市自殺対策計画」に沿い、地域の「通いの場」等において、こころの健康の大切さと、「孤独」を防ぐ身近なつながりの重要性について普及啓発を図ります。また、高齢者から寄せられた相談のうち、こころの健康やうつなど精神疾患、家族関係の悪化等、自殺につながる相談については、地域包括支援センターと協力し早期の状況把握・早期対応を行うなど、高齢者支援を担う関係機関と連携しながら高齢者の自殺予防対策に努めます。

③ 高齢者の食生活とお口の健康づくり

高齢者の食べる力の維持と生活の質の向上として、「通いの場」等において、お口の健康と全身の健康との関係性や、高齢期の望ましい食生活や低栄養の危険性などを普及啓発するとともに、参加者等への個別相談により、歯周病等の歯科疾患や口腔の清掃状態、「高齢者食生活チェックシート」による低栄養状態等を把握し、維持・改善に向けたアドバイスをを行うほか、必要に応じて歯科医療へ繋がります。

(2) 介護予防の推進

高齢者が地域の仲間とともに交流を図りながら、要介護状態への移行を防ぐ効果的な活動に取り組めるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の地域の幅広い専門職と連携しながら、動画配信等のオンラインも活用し、口腔、栄養、運動、脳トレなどのプログラムにより、自立期間の延伸に向けた介護予防と健康づくりの一体的な取組を推進していきます。

① 介護予防把握事業

生活機能の低下により介護予防を必要とする方を把握するため、基本チェックリストを活用します。

また、75歳以上の方を対象とする「後期高齢者の健康診査」において実施する「後期高齢者の質問票」により、運動器の機能低下や低栄養、口腔機能低下等のフレイルのリスクのある方を早期に把握します。

② 地域介護予防活動支援事業「通いの場」

地域における介護予防推進の柱として、平成27年度から支援してきた「通いの場」は、年々活動団体が増え、令和4年度末現在の登録団体数は市内全域で112団体となっております。今後も、介護予防のさらなる推進・強化に向け、いきいきサロン活動などの地域交流の場に対する健康づくりや介護予防の普及啓発を通じて、「通いの場」の拡大を進めていきます。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「通いの場」を拡大する取組を実施することが困難でしたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた導入支援や継続支援を行っていきます。

■「通いの場」に取り組む団体数の実績と見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場取組団体数 （団体）	112	112	115	118	121	124

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識向上と、取組実践への知識の普及啓発に向け、パンフレットの作成・配布や、健康づくりや介護予防に欠かせない、高血圧や糖尿病等、生活習慣病の情報や、運動、食事、口腔ケア等の情報を総合的に提供するいきいき講座等を開催します。

④ 湯のまちホット交流事業

本市は全国有数の温泉地であることから、温泉施設を活用した「湯のまちホット交流事業」により、高齢者の健康増進と介護予防、交流を促進します。

⑤ 地域リハビリテーションの推進

高齢者が、状態に応じたリハビリテーションサービスを利用しながら、自分らしく暮らしていけるよう、リハビリテーション専門職との連携を強化し、自立期間の延伸をはじめ、虚弱（フレイル）状態から要介護状態への移行防止、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、継続的なリハビリテーション提供への仕組みづくりを進めます。

さらに、これまでの医療・介護における急性期・回復期・生活期のリハビリテーションの提供に加え、フレイルや生活機能の低下が発生した初期の段階でのリハビリテーション専門職の関与によるアセスメントやアドバイス等が可能な「短期集中予防サービス」の体制整備について検討していきます。その際、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組内容の検討・実施を行います。

■ 「短期集中予防サービス」モデル事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期集中予防サービスモデル事業の実施回数（回）	40	40	29	40	40	40

施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

高齢者が尊厳を持って、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者の生活を継続的・包括的に支えるための体制整備を進めます。

○評価指標

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者が必要な支援を受けていると感じる高齢者の割合《新規》	%	72.8	73.6	74.4

※市民アンケート

1 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開

地域包括ケアシステムの中核的な役割を持つ地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の機能強化により、地域住民や関係機関との連携を強化するとともに、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等のセンター業務の効果的な展開により、地域で高齢者を支える体制整備を進めます。

① 地域包括支援センターの機能強化

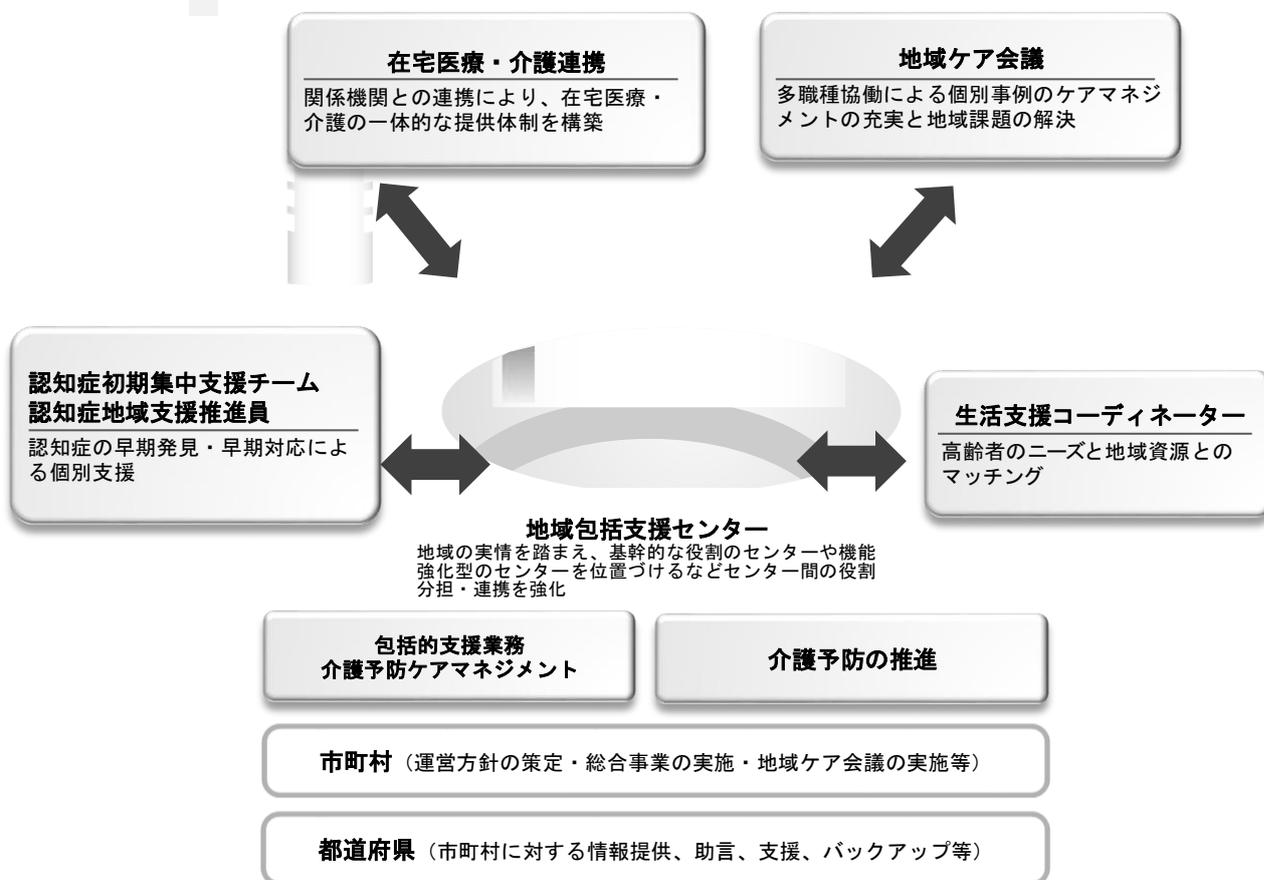
市内5圏域に1か所ずつセンターを設置し、各センターに配置された、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が、それぞれの専門性を活かし連携しながら、様々な課題を抱える高齢者を支援していきます。近年は、独居で身寄りのない認知症高齢者や、障がいをもつ子どもと2人暮らしの高齢者等、専門的な知識や地域ぐるみでの支援が必要な方も増えていることから、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域で高齢者を支えていく仕組みづくりを進めます。

センターは、従来からの個々の高齢者支援のほか、地域包括ケアシステムの中核としての役割も担っており、その業務量は年々増加しております。センターの現状や課題を把握し、業務量や業務内容に応じた職員配置を行うことにより、センターの機能強化と負担軽減に努めるとともに、定期的な点検や、地域包括支援センター運営協議会等の意見をもとに、センターの運営に対して適切な評価を行います。

センターにおいては、適切な人員配置や各専門職のスキルアップ、コーディネータ力の向上などの人材育成により自ら質の向上に努めるとともに、PDCAサイクル（P95参照）に沿った取組により、効果的かつ効率的な運営に努めます。

また、センターが認知症等の相談窓口であると知らない方もいることから、センターが高齢者の総合相談窓口であることについて、改めて広く周知します。

■ 地域包括支援センターの機能強化



〈出典〉厚生労働省資料

② 地域包括支援センター業務の効果的展開

ア 総合相談支援業務

介護や高齢福祉など高齢者の様々な相談に応じ、安心して生活を継続できるよう、適切な制度やサービスへつなぐことに加え、自身で解決できない課題を抱える高齢者を見出し、必要に応じた支援を行うとともに、さらなる問題の発生を防ぐため、関係機関等との連携を強化します。また、多様化する地域住民のニーズに対応していくため、相談、参加、地域づくりを包括的に支援する重層的な支援体制の整備に努めます。

■ 総合相談支援事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実件数（件）	2,115	2,234	1,557	2,310	2,320	2,330

*見込み値

イ 権利擁護業務

高齢者の権利と尊厳を守るため、高齢者虐待などの事案の状況を速やかに把握し、必要な支援を行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援業務などの公的な支援を適切に活用します。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なサービス提供に寄与するケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように、地域のネットワークを構築し連携・協力体制を整えるとともに、地域全体のケアマネジメント力の向上を目的とする研修会等の開催、個々の介護支援専門員の資質向上への指導・助言を行います。

エ 地域ケア会議の充実

自立を阻む課題や自分自身で解決できない困難な課題を抱える事例について、地域の関係機関や多職種と検討を行い、専門的かつ多面的な視点による適切な支援を行うとともに、個別事例の課題から把握した地域課題の解決に努めます。加えて、地域課題の分析から把握した市全体としての取組が必要な課題の解決に向け、資源開発、政策形成等を目指します。

そのほかに、認知症施策や在宅医療・介護連携、生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、センター業務を効果的に展開し、関係機関との連携をさらに深めます。

③ 介護予防ケアマネジメント事業

介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防及び日常生活支援を目的とする適切なサービスが効果的に提供されるよう支援するとともに、介護予防の必要性を啓発し、住民の主体的な介護予防活動の場である「通いの場」などへの参加を促し、要介護状態への移行を防ぎます。

(2) 日常生活の支援体制の整備

支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の支えあいの仕組みづくりにより、介護予防や日常生活の自立支援を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」（P51参照）に取り組みます。

また、高齢者の自立を阻む地域課題の解決に向け、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズや資源を把握し、地域住民や関係機関と連携・協力しながら、住み慣れた地域で自立した生活を送るための体制づくりに努めます。

① 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の効果的な展開

総合事業における「生活支援」は、要支援者等の生活に必要な機能が低下した高齢者に対し、住民ボランティアがゴミ出し等の生活に欠かせない支援を行うことにより、自立を促すものであり、生活支援の担い手として高齢者等の地域住民の力を有効に活用できるよう、地域や関係機関との連携をさらに強化してまいります。

② 地域における生活支援の取組の推進

市全域における生活支援の取組を推進するため、関係機関との情報共有や連携などを目的とした協議の場を設けます。また、日常生活圏域においても、生活支援など高齢者に係る課題を協議する機会を設けることにより、地域の中で高齢者のニーズに応じた支援が提供できるよう、生活支援の取組を推進してまいります。

③ 生活支援コーディネーターの配置

地域における生活支援・介護予防サービスの充実・強化と高齢者の社会参加を推進するため、生活支援・介護サービスの担い手の養成や関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行います。

④ 住民ボランティアの養成と取組団体の支援

住民同士の見守りや支えあいを基盤に、支援が必要な方を、地域の住民ボランティアが支援する取組の拡大に向け、より実践的な生活支援ボランティア養成研修の開催等により、生活支援の担い手となる住民ボランティアの育成を進めるとともに、生活支援コーディネーターを中心に、取組団体からの相談や活動に対する助言等に広く対応する中で、地域のニーズに応じた生活支援の取組を支援してまいります。

■生活支援に取り組む地域団体の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援取組団体数 （団体）	11	13	14	15	16	17

■生活支援ボランティアの養成の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ボランティア養成研修 受講者総数（人）	326	360	400	430	460	490
生活支援の取組団体に登録する ボランティア総数（人）	88	109	139	245	260	275

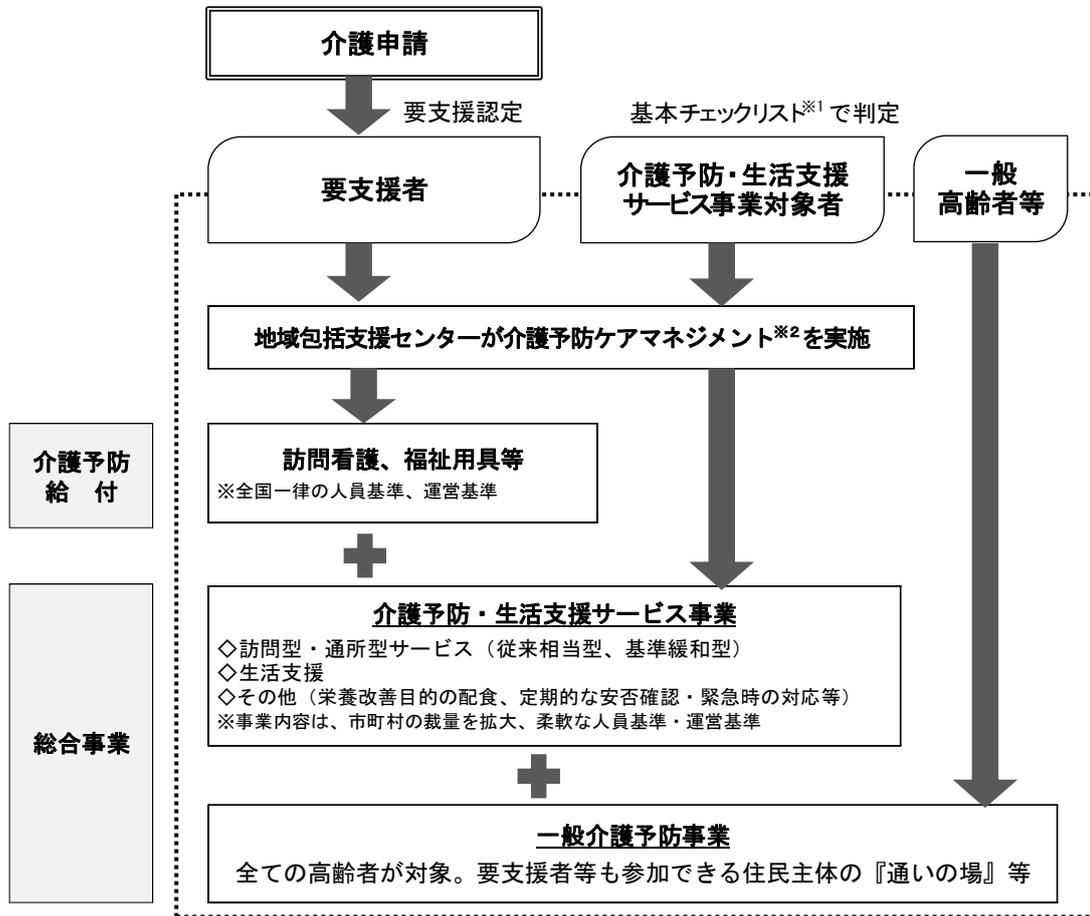
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業には、要支援1・要支援2及び生活機能の低下が認められる方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が利用できる介護予防・日常生活支援サービス事業（生活支援等）と、65歳以上の全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業があります。

総合事業の目的は、介護予防や日常生活の自立支援であり、個々のニーズに応じた最適な支援の提供に向け、支援計画を立案する地域包括支援センターを中心に、関係機関が情報を共有しながら連携にあたります。

令和2年度まで、生活支援を利用していた要支援者等が要介護認定者へと移行すると、生活支援の対象外となっていました。令和3年度から、市町村の判断により、地域との繋がりを持続する観点から、本人が希望すれば、住民ボランティアによる生活支援を継続して利用できるようになりました。

■総合事業の概要

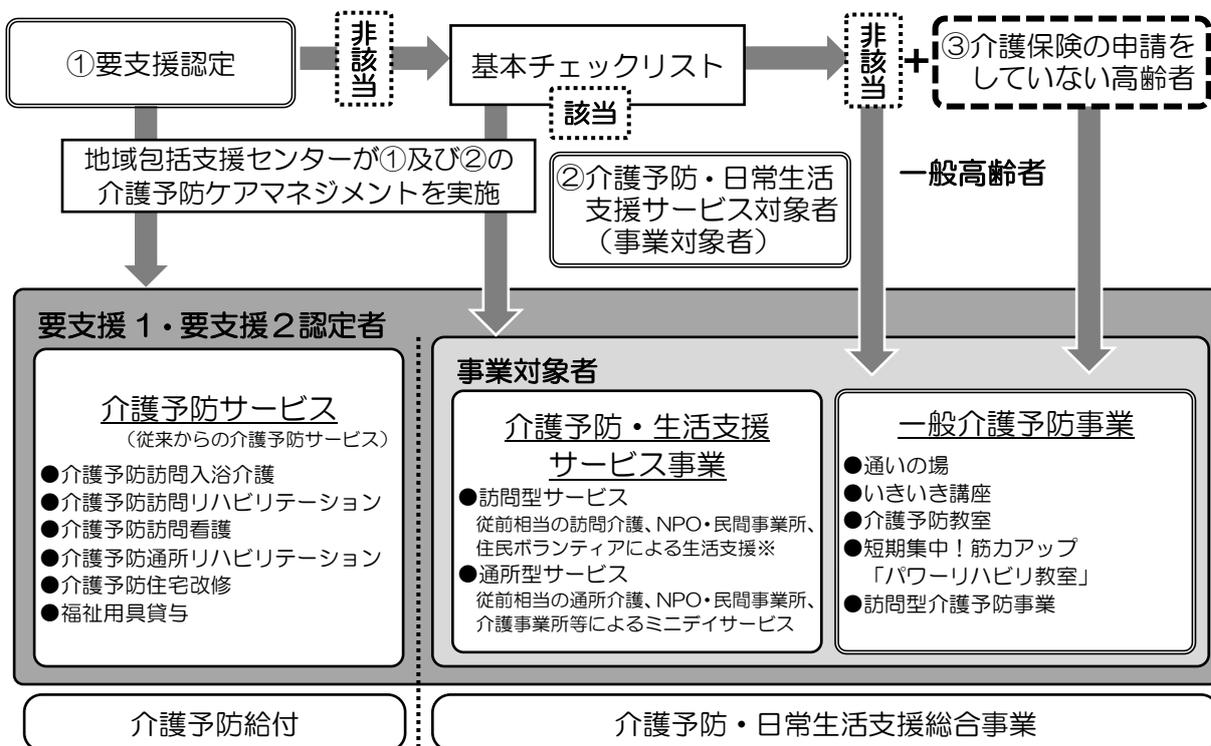


〈出典〉厚生労働省資料より一部改変

※1 基本チェックリスト
運動・口腔の機能、栄養状態、認知症、うつ等の兆候等を確認するための質問票です。

※2 介護予防ケアマネジメント
介護予防と生活支援の双方の視点から、本人の心身の状況や置かれている状況に応じた必要な支援が適切に提供されるよう支援計画を作成すること。

■花巻市における総合事業利用の流れ



※ 要介護認定者への移行者も、希望により、地域団体による生活支援を継続して受けることが可能となりました。

⑤ 生活支援・介護予防サービス等情報の公表

利用者によるサービスの選択が適切に行われるよう、市のホームページ等から接続できる「けあプロnavi[※]」等により、生活支援・介護サービス事業所の所在地、サービス内容等の情報提供に努めるとともに、適正なサービス利用の重要性について広く普及啓発し、自立支援の意識向上に努めます。

また、総合事業における生活支援は、ゴミ出しや買い物、話し相手といった日常生活の支援を住民同士で行う仕組みであり、支援を要する状態であっても、一方的に支えられるのではなく、時には、それぞれの状態に応じてできる支援を提供する活動をととして、自立支援に繋がるものであることについて周知を強化します。

(3) 医療と介護の連携推進

医療と介護の関係機関との連携により、切れ目のない支援が提供できる仕組みづくりに取り組みます。

※ けあプロnavi（医療介護資源の情報提供システム「けあプロnavi」）

医療と介護の最新情報を一体的に閲覧できるシステム。本市では、切れ目のない在宅医療と介護サービスの円滑な提供に向けた情報共有の手段として、平成30年10月に運用を開始。

① 在宅医療・介護連携体制整備の推進

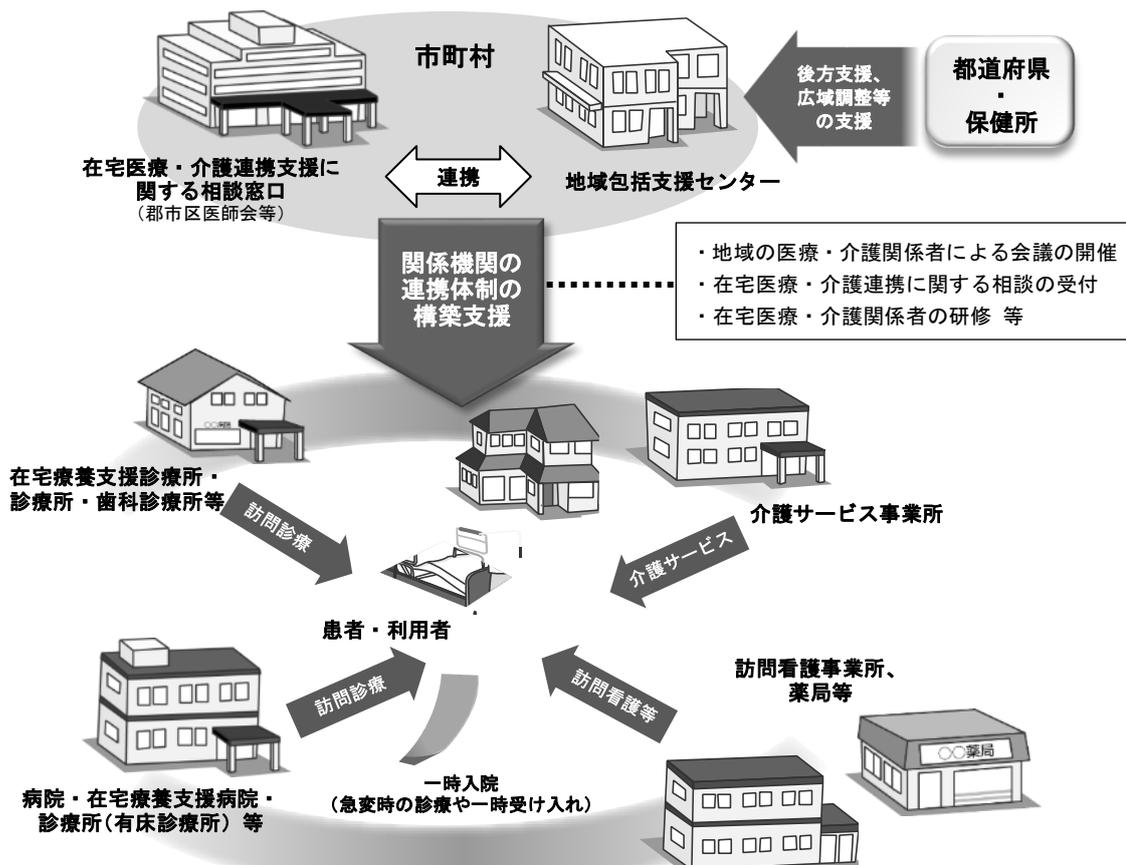
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者の状況について、把握、分析するとともに、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進します。

また、医師会や歯科医師会等の関係団体の推進に係る自主的活動への支援や専門職種間の横のつながり強化に向けた体制づくりへの支援、高齢者とその家族、かかりつけ医を中心とする在宅医療介護連携の関係者の在宅療養やACP等の理解を深めるための普及啓発についても行います。

■在宅医療・介護連携推進事業の見込み

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療介護連携推進講演会の満足度《新規》	%	90	90	90

■在宅医療・介護連携のイメージ

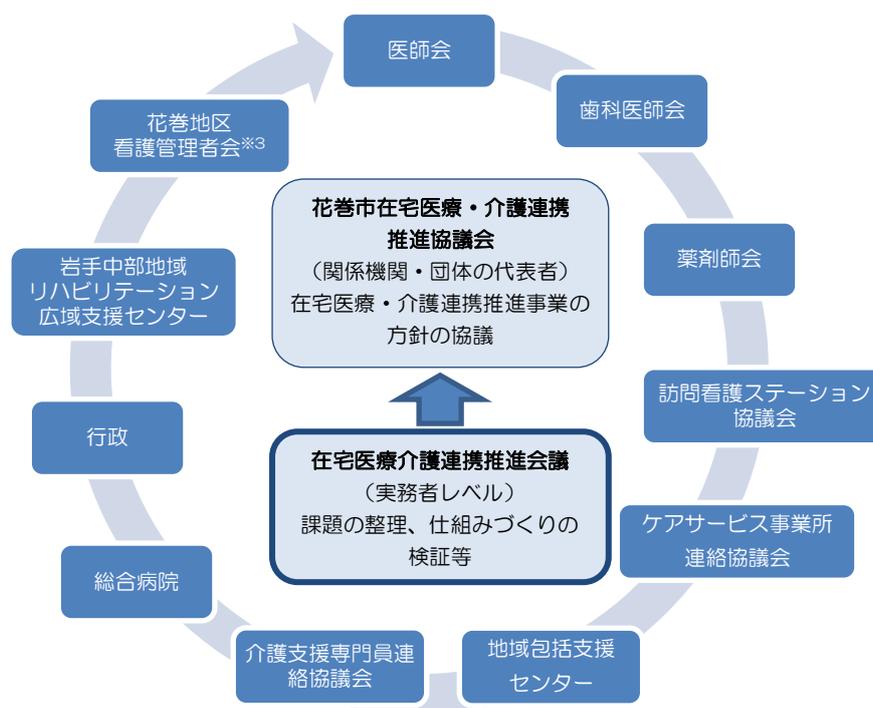


〈出典〉厚生労働省資料

《花巻市における在宅医療・介護連携に関する取組》

本市は、在宅医療介護連携推進（以下、「連携推進」という。）に向け、「花巻市在宅医療介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）^{※1}」と、「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会（以下、「協議会」という。）^{※2}」を設置し、連携推進に関わる関係機関や組織とともに、国が示す「在宅医療と介護の連携を推進する以下の8つの項目（P55参照）」に取り組みました。推進会議は、連携推進の実践を担い、在宅生活を支える多職種が集う会等から把握した連携推進に係る課題の検討と試行を重ね、医療・介護の情報共有シートや口腔機能チェック表等の課題の解決策を構築しました。協議会は、推進の方向付けを担い、推進会議の活動や進捗状況の確認、推進の在り方について協議を行いました。今後は、連携推進に関わる関係機関・組織が、自主活動を進め、それぞれの実践力を向上させる中で、他機関との連携や専門職間の横のつながりを強化し、高齢者の希望に応じた在宅での看取りや ACP 等、在宅医療と介護サービスが切れ目なく提供できるようさらなる連携推進に努めてまいります。

■花巻市における在宅医療介護連携推進のイメージ



※1 花巻市在宅医療介護連携推進会議
医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される組織。平成29年6月に在宅医療介護連携推進に係る課題の整理・分析と、解決策の検討・試行を目的に設置

※2 花巻市在宅医療介護連携推進協議会
医療および介護の関係機関の代表者により構成される組織。平成29年6月に「在宅医療・介護連携推進事業」の検討内容や取組等の共有、今後の在宅医療介護連携推進の方向性の協議を目的に設置

※3 花巻地区看護管理者会
花巻地区における主な病院施設の看護管理者で構成される組織

在宅医療と介護の連携を推進する8つの項目

ア 地域の医療・介護の資源の把握

地域における在宅医療や介護に関する資源の把握に努め、市民や医療・介護関係者が必要とする情報の提供に努めます。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される「花巻市在宅医療介護連携推進会議」の開催などを通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策について検討に努めます。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

医療・介護関係機関と協働し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策の企画・立案・実施に努めます。

エ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

市民の在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で必要な情報の共有を支援するため、情報共有ツールの整備に努めます。

オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の医療・介護関係者からの相談に応じ、支援します。

カ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修会の開催に努めます。

キ 地域住民への普及啓発

講演会の開催や、パンフレットの配布により在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行います。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

在宅医療・介護連携における課題をふまえ、地域の実情に応じた近隣市町との連携について検討します。

〈出典〉厚生労働省(在宅医療・介護連携推進の手引き)

② 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

高齢者が要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、心身機能や生活機能の回復訓練のみではなく、潜在能力を最大限に発揮し、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すリハビリテーション提供体制の構築に努めます。

(4) 認知症施策の推進

認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱（P59参照）」に沿った「地域の見守り強化」「住民主体の地域の見守り体制づくり」「認知症の重症化予防に向けた地域活動の推進」などについて、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、教育・地域づくり・雇用等の関係課と連携して取り組む中で、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを進めます。なお、令和4年に行われた中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を基に、認知症の人や家族の視点を重視した施策を進めます。また、令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に沿って、認知症施策を進めます。

① 認知症に関する正しい知識の普及啓発と早期発見・早期治療の推進

認知症セミナー、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に関する正しい理解を深めることにより、早期発見・早期治療を推進するとともに、認知症カフェをはじめとする地域の見守りや相談体制の充実を図ります。

② 認知症の方やその家族への支援体制づくり

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、認知症について学び、認知症の方や家族を支援する認知症サポーター（以下、「サポーター」という。）の養成を進めるとともに、認知症に精通し、サポーターの育成を担う認知症キャラバン・メイトの協力を得ながら、サポーターを活用した支援体制づくりを進めます。また、若い世代をはじめとする幅広い年代への認知症に対する理解を促進するため、孫世代である小中学生や職域、企業等におけるサポーター養成にも力を入れ、地域の見守り体制づくりに努めます。

■ 認知症サポーター養成講座の実施見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 年間受講者数（人）	947	1,129	1,207	1,150	1,180	1,210
認知症サポーターステップ アップ講座年間受講者数 （人）	0	15	13	15	18	21

*見込み値

③ 認知症地域支援推進員と関係機関とのネットワーク推進

認知症施策推進大綱の5つの柱に沿った取組を効果的に推進するため、認知症地域支援推進員を増員し、推進員と地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、ネットワークづくりに努めます。

④ 徘徊高齢者等SOSネットワークの活用の推進

見守りが必要な方と見守りに協力できる方の情報を事前に登録し、行方不明の事案が発生した場合にメールで速やかに情報を配信し、探索に協力いただく徘徊高齢者等SOSネットワークを活用し、認知症などによる徘徊者を早期に発見・保護を目指すとともに、高齢者位置情報検索機器（GPS機器）の導入費用の一部を補助し、見守りの強化を図ります。

■行方不明時の対応チラシ※

※行方不明になった方を一刻も早く発見・保護するため、行方不明時の対応を知らせるチラシを作成し、SOS ネットワークの事前登録者に配布します。

「いない！」と気づいたら
 すぐ警察署(110番)!!



おじいさんが
いなくなった…
警察署に
連絡しよう

「帰ってくるかも…」と待っている間に、
家から遠く離れてしまうこともあります。
「いない！」と気づいたら、
迷わず警察に連絡しましょう。
「いち早く」連絡することが、
早期発見の**カギ**となります。

連絡先

- ◇ 110番
- ◇ 花巻警察署(電話 23-0110)
- ◇ 最寄りの交番へ

SOS ネットワークは、高齢者の見守りの協力を登録している協力者が発見・保護に協力するしくみです。
警察署からの情報により、多くの協力者の目で発見の手助けをします。

【問い合わせ】

- 花巻市認知症地域支援推進員
(花巻市役所新館1階・花巻中央地域包括支援センター内)
TEL: 0198-24-7246 / FAX: 0198-21-3785
- 花巻市健康福祉部長寿福祉課 (花巻市役所新館1階)
TEL: 0198-41-3576 / FAX: 0198-41-1299

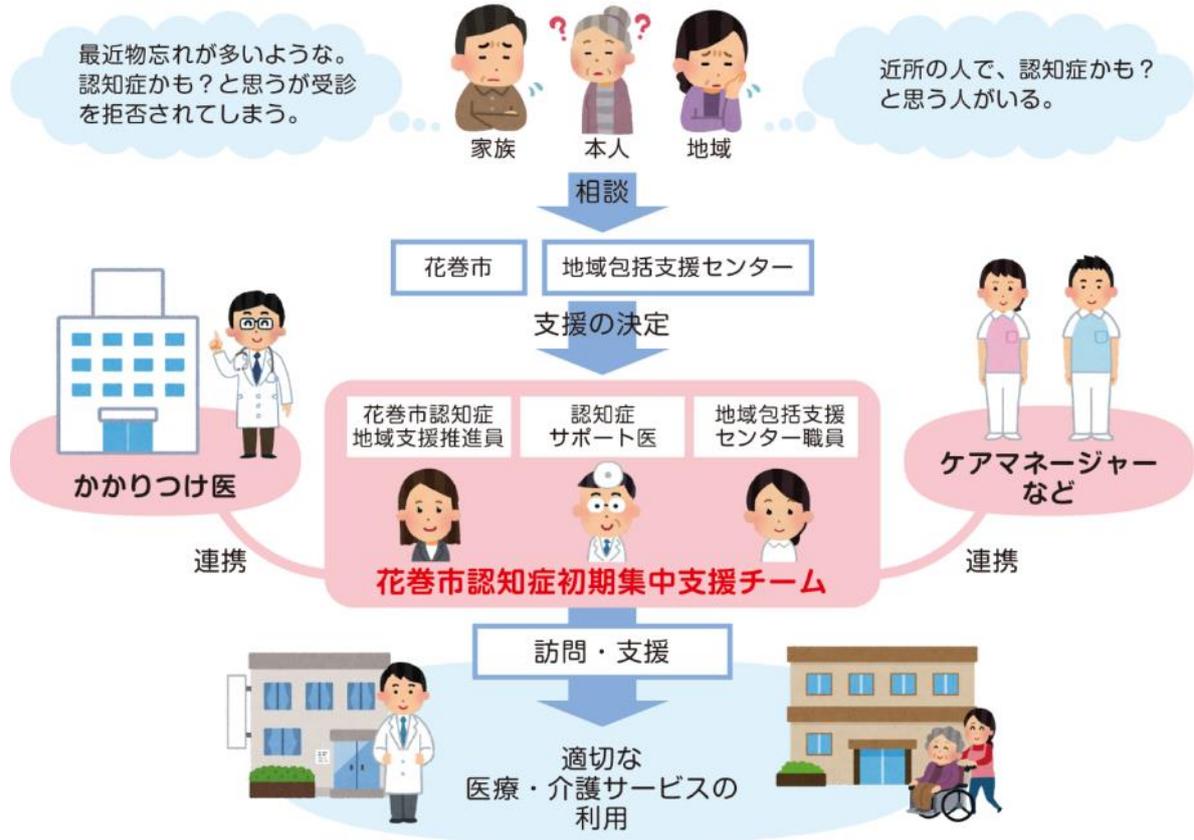


(この用紙は SOS ネットワークを事前に登録された皆さまへお渡ししております)

⑤ 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症の人やその家族に対する早い段階での効果的サポートのため、認知症サポート医と地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員で構成された専門チームが連携して活動を行います。

■認知症初期集中支援チームのイメージ



認知症施策推進大綱の5つの柱

1 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組むこと。

2 予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること。認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進めること。認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること。

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(一) 医療・ケア（早期発見・早期対応）

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携の強化を推進すること。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。

(二) 介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。

(三) 介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進すること。

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(一) 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること。また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ等」という。）の構築、成年後見制度の利用促進などを地域における支援体制の整備を推進すること。

(二) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること。

(三) 社会参加支援

地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること。

5 研究開発・産業促進・国際展開

国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること。また、産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携等に努めること。国際交流に努めること。

（出典）認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

(5) 地域ケア会議の推進

本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、個別課題の解決を図る「地域ケア個別会議」、日常生活圏域における課題を把握・対応する「地域ネットワーク会議」、個別課題や地域課題から明らかとなった市全体の課題の解決を目指す「地域ケア推進会議」を階層的に運用します。

■ 地域ケア会議の機能と目的

《5つの機能》

課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成

《目的》

個人から地域、地域から市全体へと繋がっている課題について、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉等の事業者や関係者、地域住民とともに、段階ごとに視点を変え検討・対応、解決する過程を重ねる中で、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」が構築されていく有効な手法です。

① 地域ケア会議の階層的運営

ア 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、自分自身で解決困難な課題を抱える事例を総合的に検討する「地域ケア個別会議」と、自立を阻害する課題を抱える事例を検討する「自立支援型地域ケア個別会議（地域ケアワークショップ）」の2つを運営し、個別の課題の解決を目指し、検討結果のケアプランへの反映状況の確認や実行後の評価を行います。

■ 2つの地域ケア個別会議

〈地域ケア個別会議〉

目的	自分自身で解決困難な課題の早急な解決
対象者	(一例)ひとり暮らしの認知症高齢者、ゴミの分別・処理困難な高齢者世帯等
内容	情報共有と、関係者相互の役割や協力体制、支援方針の明確化
参集者	(一例)医療、介護、福祉の関係者や駐在所、民生委員、隣人などの地域住民

〈自立支援型地域ケア個別会議〉

目的	自立を阻害する課題を抱える事例の状態改善とQOLの向上
対象者	(一例)低栄養、口腔機能の低下や不衛生、疼痛や服薬管理の困難等の課題を抱え、適切な支援により改善が見込まれる高齢者等
内容	専門家集団からのアドバイスを参考に今後の支援の在り方を検討
参集者	薬剤師、管理栄養士、理学療法士等の医療関係者、ケアマネジャー、サービス事業所等の介護関係者、地域包括支援センター等

イ 地域ネットワーク会議

日常生活圏域ごとに運用する「地域ネットワーク会議」は、「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」で検討した個別課題から把握された地域課題の解決を目的とするものです。地域包括支援センターを中心に、地域の医療・介護の専門職と地域住民が参集し、地域課題を検討する中で、地域で対応できる課題と市として施策が必要な課題とに分類され、地域にある社会資源の把握・確認により、地域のネットワーク形成や対応力の向上が図られます。

ウ 地域ケア推進会議

「地域ケア推進会議」は、「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」の2つの個別会議から把握した地域課題を整理・分析する中で、明らかとなった市全体の課題の解決を目的とするものです。医療・介護・福祉等の関係機関や住民が連携し、市として解決すべき課題を共有し、協議を重ねる中で、市として必要な施策の展開につなげられるよう、会議の目的を明確化し効果的な運用に努めます。

② 地域包括ケアシステムへの貢献

「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」の2つの個別会議から得られた地域の共通課題やそれを解決する地域の社会資源は、「地域ネットワーク会議」で情報が共有され、ひとり暮らしや認知症の高齢者等への個別支援の場面で活かされるほか、社協の地域福祉コーディネーター[※]等との共有・連携により、地域における生活支援や地域ぐるみの見守り活動につながっていきます。

また、段階ごとの課題は、在宅医療・介護連携や認知症施策にもつながっていることから、一つひとつの課題解決への取組は、地域包括ケアシステムの充実にも反映されていきます。

■地域ケア会議開催回数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ネットワーク会議 実施回数（回）	7	8	7	11	11	11

*見込み値

※ 地域福祉コーディネーター（CSW=Community Social Worker）

花巻市社会福祉協議会が、市民が安心して暮らせる街を目指した地域福祉活動の効果的な展開に向け配置。生活課題を抱える家庭だけではなく、その地域全体をサポートする視点で、地域に出向き、生活課題や福祉課題を掘り起こし、地域組織の創出など新たな地域福祉づくり活動を展開する。

(6) 高齢者の居住安定に係わる施策との連携

それぞれの生活のニーズに合った施設情報の提供と、適正なサービスの利用により個人の尊厳が確保されるよう、関係機関と連携するとともに花巻市立地適正化計画の趣旨に基づいた施設整備により、高齢者に対する安定した住まいの確保に努めます。

① 養護老人ホームへの入所措置

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に、入所による適切な施設サービスを提供します。

■養護老人ホームの見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数*（人）	58	47	45	46	46	46

※入所者数の推計値

*見込み値

② ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安のある高齢者が自立した生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員数（人）	180	180	180	180	180	180

③ 有料老人ホーム

入居者が、安心して快適に生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■有料老人ホームの見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員数（人）	233	233	233	233	233	233

④ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に向け施設情報を提供します。

■サービス付き高齢者向け住宅の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員数（戸）	127	127	127	127	127	127

2 生活を支援するサービスの充実

(1) 相談体制・情報提供の充実

1人ひとりの高齢者のニーズに応じた支援に向け、必要な情報を提供するとともに、状態や状況に応じた高齢福祉サービス等の提供や、高齢者の支援を担う地域包括支援センター等の関係機関につなげます。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、在宅で安心して日常生活を継続できるよう、本人のニーズにあったサービスを提供します。

① 軽度生活援助事業

日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、草取りや窓ふき等の軽易な日常生活の支援を行います。

■軽度生活援助事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	159	146	153	40	40	40

*見込み値

② 除雪支援事業【拡充】

玄関から生活道路まで、またはデイサービスの送迎等、日常生活に必要な範囲において除雪を行い、自立した生活の維持を支援します。

■除雪支援事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）				122	122	122

③ 高齢者福祉タクシー券給付事業【拡充】

自動車等の移動手段をもたない、80歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、デマンド交通にも利用できるタクシー券を給付し、社会参加への移動手段の支援を行います。

■高齢者福祉タクシー券事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付人数（人）	1,599	1,598	1,600	1,610	1,610	1,610

*見込み値

④ 高齢者通院時交通費助成事業【拡充】

遠隔地等で交通費の負担が大きい、80歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、通院時のタクシー利用料金を助成し、医療機関受診への移動手段の支援を行います。

■高齢者通院時助成事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成人数（人）	0	0	2	8	8	8

*見込み値

⑤ 高齢者住宅改造事業

要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、自宅で日常生活を送るために必要な住宅改造（手すりの設置、段差解消等）の支援を行います。

■高齢者住宅改造事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	9	8	6	8	8	8

⑥ 緊急通報装置設置事業

発作性の疾患があるなど、緊急時の通報手段を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。

■緊急通報装置設置事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規設置件数（件）	7	5	13	10	10	10

*見込み値

⑦ 老人等日常生活用具給付等事業

心身機能の低下により、防火等への配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付または貸与します。

■老人等日常生活用具給付等事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数（人）	3	3	4	6	6	6

*見込み値

⑧ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等に対し、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供します。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数（人）	11	11	13	15	15	15

*見込み値

⑨ 訪問理美容サービス事業

散髪等に行くことが困難な高齢者等に対し、理美容師による訪問理美容サービスに係る出張費を支援します。

■訪問理美容サービス事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数（人）	11	27	58	100	100	100

*見込み値

⑩ 地域自立生活支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態の改善を図るため食事の提供とともに、安否確認の支援を行います。

■訪問サービス事業（配食）の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	53	44	47	50	50	50

*見込み値

(3) 家族介護者・在宅要介護者への支援

在宅において安心して介護を継続できるよう家族介護者と在宅要介護者を支援します。

① 在宅介護者訪問相談事業

在宅介護者宅を訪問し、介護や生活上の相談、不安や悩みなどの傾聴支援を行います。

■在宅介護者訪問相談事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実訪問回数（回）	382	441	480	500	500	500

*見込み値

② 家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を在宅介護している市民税非課税世帯に対し、在宅介護に必要な紙おむつ・尿取りパッドなど、介護用品の購入費用の補助をします。

■家族介護用品支給事業の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	33	31	19	25	25	25

*見込み値

（4）地域における生活支援の充実

高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう、地域で行う介護予防と生活支援の体制づくりに取り組みます。

■花巻市における介護予防・生活支援サービス事業

	① 訪問型サービス			② 通所型サービス	
サービスの種類	ア 従前相当訪問介護サービス	イ 訪問型サービスA	ウ 訪問型サービスB(ご近所サポーター事業)	ア 従前相当通所介護サービス	イ 通所型サービスA
サービスの内容	ヘルパーが自宅を訪問し、利用者の体に触れる介護や生活を支援	掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、調理、買い物等の利用者の体に触れない生活援助	利用者の体に触れない生活援助※ 〔各団体ごとに提供メニュー、利用料を設定〕	デイサービスで食事や入浴等のサービスや、生活機能の維持向上のための体操等を支援	ミニデイサービス3時間程度で、「元気でまっせ体操」を始め、運動やレクリエーション等を実施
サービス提供者	介護事業者	NPO法人 民間事業所	住民ボランティア団体 地域団体等	介護事業者	NPO法人 民間事業所 介護事業所等

＜サービスの種類＞①のア及び②のア：従前の介護給付における「介護予防サービス」と同様のサービス

①のイ及び②のイ：従前の介護給付における「介護予防サービス」の基準を緩和したサービス

※生活援助：掃除、ゴミ出し、除雪、話し相手、自動車による病院・買い物等の付添支援 等

① 訪問型サービス

ア 従前相当訪問介護サービス（従前の介護予防サービスと同様サービス）

身体介護や生活支援を必要とする方を対象に、市の指定を受けた事業者の訪問介護員によるサービスを提供します。

■従前相当の訪問介護サービス利用回数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数（回）	14,832	14,289	14,211	14,211	14,211	14,211

*見込み値

イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

シルバー人材センター等に登録（所属）する住民ボランティアが自宅を訪問し、生活援助を提供します。

■訪問型サービスA利用回数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数（回）	4,540	4,472	4,249	4,249	4,249	4,249

*見込み値

ウ 訪問型サービスB（ご近所サポーター事業）

地域団体に登録（所属）する住民ボランティアが自宅を訪問し、地域の実情を踏まえた必要な生活援助を提供します。

■訪問型サービスB（ご近所サポーター事業）利用者の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	73	100	110	118	126	134

*見込み値

② 通所型サービス

ア 従前相当通所介護サービス（従前の介護予防サービスと同様サービス）

生活機能の向上が必要な方を対象に、市の指定を受けた事業者がサービス等を提供します。

■通所介護型サービス利用回数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数（回）	48,417	46,319	47,594	47,654	47,539	48,034

*見込み値

イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

NPOや民間事業者、ボランティアが主体となり、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に向け体操・運動等の活動の場を提供します。

■通所型サービスA利用回数の見込み

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数（回）	1,801	1,637	1,908	2,435	2,478	2,521

*見込み値

3 地域での見守りの仕組みづくり

(1) 見守り助け合える地域づくり

地域包括支援センターが中核となり、関係機関や金融機関・小売店などとも連携し、自身で解決できない課題を抱える高齢者を早期に支援につなげるしくみづくりを進めるとともに、宅配業務等により一般家庭を訪問する民間事業者と連携し、高齢者の見守りを行うことにより、異変を早期発見し必要な支援に結び付けるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう努めてまいります。

(2) 高齢者権利擁護体制の充実

高齢者の権利擁護について普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら権利擁護体制を充実します。

① 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の人権や虐待防止について、市民や関係機関への啓発に努めます。

また、関係機関や専門機関との連携を深め、高齢者虐待を早期発見し、適切に対応していきます。

② 成年後見制度等の周知と利用促進

成年後見制度（以下、「制度」という。）について、これまで、判断能力が低下した認知症高齢者等を対象に、一定の要件のもとで家庭裁判所への申立費用や後見人等に支払う報酬の助成や、本人やその親族に代わる市長申立により、制度の適正利用に努めてきたほか、社協との共催による成年後見制度講演会や認知症セミナー等を介し、制度の周知に努めてきましたが、全国同様に理解が進んでいない状況です。

本市は、これから一層高齢化が進展し、ひとり暮らしや認知症の高齢者、親亡き後の支援が必要な障がい者等が増加すると見込まれており、介護サービス利用の契約や預貯金等の財産管理といった、専門性の高い支援を必要とする方が増えると想定されております。こうした状況を踏まえ、適切な判断ができない方を法律的に保護し、支える制度について、健康福祉部内に設置した中核機関を中心に、後見人等を受任している市内法人及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携を図り、後見人等が活動しやすい仕組みを構築するとともに、地域連携の強化に努めてまいります。

■成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的・精神の障がい等により判断能力が十分でないため、日常生活や財産の管理等に支障がある方の権利を守り、本人の望む生活や財産を法律的に保護するための制度です。

4 災害対策・感染症対策の推進

(1) 災害時に備えた取組

近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から防災関係機関や庁内関係部署、介護事業所等と連携し、避難訓練の実施、洪水被害や土砂災害などの災害リスクの確認、災害時に必要な食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

また、災害が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、全ての介護事業所等を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているため、介護事業所等に対して必要な助言及び適切な援助を行っていきます。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する介護事業所等に対しては、「花巻市地域防災計画」に沿い、災害に関する具体的計画の策定を指導するとともに、策定後は定期的に避難に要する時間や避難経路等の計画内容の確認を促します。

さらに、高齢者等の防災意識を高め、災害時に安全・的確な行動につなげるため、「通いの場」等の地域の交流の機会をとらえて、平時・災害時にとるべき行動や洪水・土砂災害等の災害リスクを把握するためにハザードマップ等の見方などについて、出前講座等を活用して周知していきます。

(2) 感染症に備えた取組

新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を図りつつ、介護事業所等に対して、感染症対策に係る情報の周知を図り、感染症対策のための指針の整備、感染症に対する研修、感染症発生時を想定した訓練の実施等、介護事業所等における感染症の発生及びまん延防止に関する取組の推進を支援します。

また、感染症が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、全ての介護事業所等を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているため、介護事業所等に対して必要な助言及び適切な援助を行っていくとともに、マスク、消毒液等感染症対策に必要な物資の不足が見込まれる場合は、関係機関と連携し、すみやかに確保が図られるよう支援します。

さらに、高齢者等の感染症対策への意識向上として、「通いの場」等、地域の団体に対し、自治公民館利用時の指針に沿い、活動時の検温や手洗い、換気等の感染拡大防止対策を周知するほか、自宅での検温や体調観察等の感染症への罹患予防に向けた健康管理の普及啓発に努めます。

施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

高齢化が進展する一方で介護分野の人的制約が強まる中、サービスの質を確保し、必要なサービスを提供できる体制を維持するために、効果的・効率的な介護保険事業を運営します。

○評価指標

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内介護サービス事業所運営法人のうち職員が不足していると回答した法人の割合	%	60.0	60.0	60.0

1 効果的・効率的な介護保険事業の運営

(1) 保険者機能の強化

効果的・効率的な介護保険事業を運営するためには、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができること、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止に資する取組が重要です。

自立支援・重度化防止の取組を推進するために、PDCAサイクル（P95参照）を活用し、保険者機能の強化に努めます。

さらに、介護情報基盤の整備を行い、関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていきます。

① 適切な要介護認定及び介護保険サービスの適正な供給

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することができるよう促します。

② 事業者の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定にあたっては、条例で定める指定基準に従い運営状況を的確に把握したうえで適正に行っていきます。

また、事業者への指定基準の遵守の徹底とサービスの質的向上を図るため、実地による調査体制を強化し適切な指導・監督を行っていきます。

③ 業務の効率化の推進

県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進め、事業者の負担軽減及び市の業務効率化に取り組みます。

データ利活用の際には個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、活用促進の環境整備を進めていきます。

(2) 介護保険サービスの確保・質の向上

中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、今後、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上を推進するなど、自立支援・重度化防止に資する、質の高いサービスを安定して提供できる体制づくりに取り組みます。

① 人材の確保・養成・研修体制の充実

奨学金返還者への『奨学金返還補助』や高校生、中学生等を対象とした介護の仕事やその魅力を紹介する『介護のお仕事セミナー』の開催及び新卒で介護施設等に採用された方が契約する民間賃貸住宅への『家賃補助』等により、介護人材の確保に取り組むとともに、介護保険サービスに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、研修機会などの情報提供に努めます。

② 介護人材の定着の支援

介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等、介護職員の定着に向けた取組を進めます。

また、介護現場の職場環境の改善のため、介護ロボット・ICTの普及促進等、業務効率化の取組に努めます。

③ サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、地域の介護ニーズに関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報の提供を図ります。

④ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上

介護保険サービスの適正利用推進に向け、介護支援専門員の資質の向上を図るため、市及び地域包括支援センター主催による研修を定期的で開催します。

⑤ 施設サービスの質的向上

高齢者の豊かな暮らしに向け生活環境の整備を図るとともに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、サービスの質の向上を図ります。

⑥ 自己評価システムの促進と第三者評価の推進

サービス事業者に対し、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行います。

⑦ 相談・苦情対応体制の充実

利用者が、快適に、適正な介護保険サービスを利用できるよう、サービス事業所のほか、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応します。

また、必要に応じて、要介護認定等に対する不服申し立てについては「県介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については「県国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応します。

⑧ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、情報漏洩事故につながらないように、県等とともに各事業所の個人情報の保護について指導します。

⑨ 事業者の介護保険サービス情報の公表

介護保険サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられているところであり、利用者によるサービスの選択が適切に行われるよう、市のホームページ等から接続できる「けあプロnavi」等により、介護事業所一覧や所在地、事業内容等の情報の提供に努めます。

トピックス

「介護人材確保事業」

市では介護人材の確保と定着を図るため、3つの事業を実施しています。

＜介護のお仕事セミナー＞

介護の仕事の内容や魅力などを紹介するため、介護事業所の若手職員が講師となり、市内の中高生を対象に開催しているセミナーです。

若手職員の実体験を聴き、生徒からは、「大変な印象があったが、楽しいことがたくさんあることを知った」「やりがいのある、人のためになる仕事だと思った」などの感想が寄せられました。



＜奨学金返還補助＞

花巻市奨学金の貸与を受けて修学し、市内の介護施設等に採用され、資格に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の方に、市奨学金の返還額の半額を最大5年間補助します。

＜家賃補助＞

福祉系学校等で資格を取得し、新卒で市内の介護施設等に採用された方が契約する民間賃貸住宅の家賃の一部を最大3年間補助します。

(3) 介護給付適正化に向けた取組

国が令和2年9月に策定した「介護給付適正化計画」に関する指針及び、令和4年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会意見書を踏まえ、以下の適正化主要事業に取り組めます。また、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付の適正化に向けた県との協議を検討します。

① 要介護認定の適正化

要介護認定（新規・更新・変更）に係る認定調査（委託・直営）の内容について、適切で効果的な点検を行い、要介護認定の平準化を図ります。

認定調査項目別の選択状況の見直しについては、本市における傾向を把握分析し、全国平均値と差がある項目を重点的に、研修会などを実施していきます。

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の点検	全件 (5,577件)	全件 (5,203件)	全件 (6,010件)	全ての認定調査		
認定調査項目別の 選択状況の全国保 険者との比較 (業務分析データ より箱ひげ図から 飛び出している調 査項目数(全74項 目中))	7項目	8項目	10項目	9項目以下	9項目以下	9項目以下

*見込み値

② ケアプラン点検等

ケアプラン点検は、居宅介護サービス計画等の記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

ケアマネジメント力の向上につながる効果的なケアプラン点検を行えるよう、点検体制を見直します。

また、住宅改修の点検においては、利用者の状態にあった効果的な住宅改修のためには、ケアマネジャーまたは福祉住環境コーディネーターとリハビリテーション専門職との連携が重要です。ケアマネジャーまたは福祉住環境コーディネーターが住宅改修を検討する初期の段階で、リハビリテーション専門職が関与できる流れとなるよう点検体制を検討します。

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検実施件数				42件	42件	42件
点検で改善を促した項目の点検後改善率	35%	40%	40%	45%	45%	45%
住宅改修点検実施件数	9	8	6	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金の交付を伴う居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）全件		

*見込み値

③ 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行う「縦覧点検」及び受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う「医療情報との突合」を実施します。

	第8期（実績）			第9期（目標）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
岩手県国保連合会による縦覧点検結果の確認	年3回 (7,874件)	年3回 (9,851件)	年3回 (集計中)	年3回	年3回	年3回
岩手県国保連合会による医療情報との突合点検結果の確認	毎月 (122件)	毎月 (147件)	毎月 (集計中)	毎月	毎月	毎月

2 第9期における介護保険サービスの提供

(1) 地域ニーズにあった介護保険サービスの提供

本人の希望や状態に対応するとともに、介護者の負担を軽減する介護サービスを提供します。サービス量を見込む際には移動や地域の特性や在宅医療のニーズや整備状況などを踏まえて計画します。

① 住み慣れた地域で暮らし続けられるサービス基盤の充実

自宅で生活を続けることが困難になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、身近な地域でのサービス基盤の充実を図ります。

② 介護者の介護離職を防ぐ基盤整備

特別養護老人ホーム入所待機者の解消を図り、介護を理由とする介護者のやむを得ない離職を防ぎます。

③ 地域に根ざしたサービスの実現

地域密着型サービスは、本市の果たすべき役割が特に大きいことから、サービス事業者との連携を強化し、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

(2) 介護保険サービスの基盤整備計画

変化する人口動態や介護ニーズに対応した介護保険サービスが提供されるよう、整備に当たっては、中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護施設の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討を勘案して計画的に必要な基盤整備を行います。

(3) 居宅サービスの提供（実績と見込み）

※【介】は介護給付（要介護1～5の方に対する給付）、【予】は予防給付（要支援1・2の方に対する給付）を示しています。介護予防サービスは名称に「介護予防」がつきませんが、省略して表記しています。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数です。

① 訪問介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	給付費（千円）	515,881	557,209	606,362	614,649	610,787	601,381
	回数（回）	15,700	16,940	18,350	18,340	18,204	17,925
	人数（人）	667	654	652	651	648	638

② 訪問入浴介護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	給付費（千円）	46,383	50,617	62,667	63,189	63,269	61,814
	回数（回）	321	351	435	432	432	422
	人数（人）	75	77	81	81	81	79
予防給付	給付費（千円）	254	529	269	458	459	459
	回数（回）	3	6	3	4	4	4
	人数（人）	1	2	1	1	1	1

③ 訪問看護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	給付費（千円）	129,553	131,235	124,743	125,747	124,992	122,954
	回数（回）	1,743	1,730	1,598	1,588	1,578	1,552
	人数（人）	322	312	306	305	303	298
予防給付	給付費（千円）	12,320	8,997	7,616	7,724	7,734	7,734
	回数（回）	228	171	139	139	139	139
	人数（人）	48	36	31	31	31	31

④ 訪問リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	13,536	11,341	12,735	12,884	12,900	12,900
	回数（回）	412	340	383	382	382	382
	人数（人）	45	37	41	41	41	41
予防 給付	給付費（千円）	1,419	913	1,174	1,331	1,333	1,333
	回数（回）	49	33	41	46	46	46
	人数（人）	6	5	6	6	6	6

⑤ 居宅療養管理指導 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	13,968	15,536	21,167	21,466	21,301	20,811
	人数（人）	149	163	219	219	217	212
予防 給付	給付費（千円）	569	515	605	614	614	614
	人数（人）	5	6	7	7	7	7

⑥ 通所介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	1,072,962	1,045,760	1,033,404	1,047,414	1,044,594	1,030,831
	回数（回）	11,219	10,978	10,724	10,718	10,682	10,541
	人数（人）	1,252	1,241	1,207	1,205	1,201	1,185

⑦ 通所リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	193,682	169,307	170,861	173,273	172,607	170,948
	回数（回）	2,070	1,830	1,820	1,820	1,812	1,795
	人数（人）	328	309	299	299	298	295
予防 給付	給付費（千円）	51,564	49,720	46,678	47,337	47,397	46,634
	人数（人）	136	132	121	121	121	119

⑧ 短期入所生活介護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	807,946	741,535	764,158	774,337	769,890	756,425
	日数(日)	8,413	7,679	7,836	7,831	7,780	7,646
	人数(人)	580	534	543	542	539	530
予防 給付	給付費(千円)	8,516	6,366	6,023	6,164	6,172	6,172
	日数(日)	117	81	77	78	78	78
	人数(人)	18	14	16	16	16	16

⑨ 短期入所療養介護(老健) 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	50,547	40,613	53,699	54,832	54,901	54,901
	日数(日)	393	314	408	410	410	410
	人数(人)	40	33	39	39	39	39
予防 給付	給付費(千円)	103	0	0	0	0	0
	日数(日)	1	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	271,284	277,166	280,479	279,844	278,237	274,477
	人数(人)	1,586	1,610	1,633	1,630	1,623	1,601
予防 給付	給付費(千円)	34,672	38,370	41,381	41,293	41,138	40,807
	人数(人)	487	506	518	517	515	511

⑪ 特定福祉用具販売 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	7,984	7,900	11,047	11,047	11,047	11,047
	人数(人)	27	27	35	35	35	35
予防 給付	給付費(千円)	2,344	1,958	3,013	3,013	3,013	3,013
	人数(人)	10	7	10	10	10	10

⑫ 住宅改修費 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	11,417	11,255	12,229	12,229	12,229	12,229
	人数(人)	9	9	10	10	10	10
予防 給付	給付費(千円)	8,480	4,953	9,323	9,323	9,323	9,323
	人数(人)	6	5	6	6	6	6

⑬ 特定施設入居者生活介護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	219,133	211,614	243,154	246,586	246,898	246,898
	人数(人)	100	97	106	106	106	106
予防 給付	給付費(千円)	7,892	10,167	9,602	9,737	9,750	9,750
	人数(人)	8	11	11	11	11	11

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	461,178	465,045	465,384	471,247	469,732	463,184
	人数(人)	2,459	2,475	2,481	2,478	2,468	2,434
予防 給付	給付費(千円)	33,755	33,695	33,965	34,445	34,322	34,046
	人数(人)	625	626	624	624	621	616

(4) 地域密着型サービスの提供（実績と見込み）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	40	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

② 夜間対応型訪問介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	234,944	248,076	257,902	260,706	260,087	256,704
	回数（回）	2,444	2,590	2,726	2,720	2,713	2,676
	人数（人）	301	328	368	368	367	362

④ 認知症対応型通所介護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	55,414	50,786	41,026	41,078	41,129	41,129
	回数（回）	383	342	286	283	283	283
	人数（人）	44	35	25	25	25	25
予防 給付	給付費（千円）	106	384	0	0	0	0
	回数（回）	1	4	0	0	0	0
	人数（人）	0	1	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護 【介・予】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	245,074	228,955	194,943	197,695	197,945	194,386
	人数（人）	89	84	71	71	71	70
予防 給付	給付費（千円）	6,721	7,261	10,311	10,456	10,470	10,470
	人数（人）	9	10	14	14	14	14

⑥ 認知症対応型共同生活介護 【介・予】
(認知症高齢者グループホーム)

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	587,907	584,598	636,750	645,739	646,556	640,262
	人数(人)	193	193	206	206	206	204
予防 給付	給付費(千円)	615	0	3,047	3,090	3,094	3,094
	人数(人)	0	0	1	1	1	1

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	34,260	16,065	0	0	0	0
	人数(人)	18	7	0	0	0	0

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【介】
(地域密着型特別養護老人ホーム)

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	882,778	992,312	1,019,328	1,033,717	1,035,025	1,035,025
	人数(人)	258	283	290	290	290	290

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護 【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	86,367	91,843	98,256	99,643	99,769	99,769
	人数(人)	25	26	27	27	27	27

(5) 施設サービスの提供（実績と見込み）

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	1,885,313	1,857,462	1,852,323	1,878,471	1,880,849	1,880,849
	人数（人）	604	587	580	580	580	580

② 介護老人保健施設（老人保健施設）【介】

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	1,249,953	1,201,899	1,189,310	1,206,099	1,207,626	1,207,626
	人数（人）	385	368	356	356	356	356

③ 介護医療院 【介】

令和6年度 50床増床予定

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	9,296	6,155	4,374	26,506	52,617	110,934
	人数（人）	2	1	1	6	12	30

第5章

介護保険給付費の見込みと 介護保険料の算出

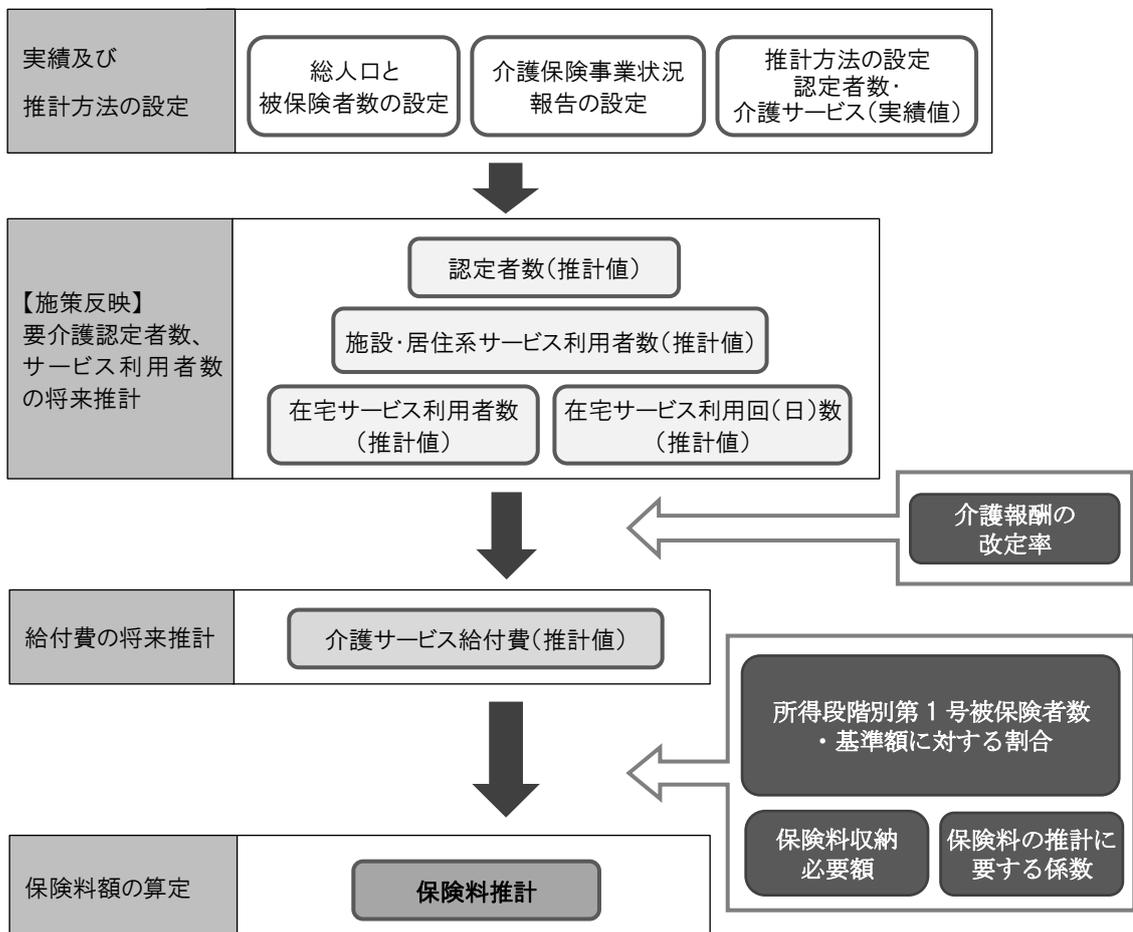
■第5章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出

1 介護保険事業費の推計

(1) 推計方法の手順

第9期計画の介護保険サービス事業費の推計は、第8期計画のサービス利用実績等をもとに下記の手順により見込みました。

■介護保険料の推計手順



(2) 介護保険サービス給付費の見込み

各サービス給付費の推計は、下記のとおりです。

① 居宅サービス給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ア 訪問介護	614,649	610,787	601,381
イ 訪問入浴介護	63,189	63,269	61,814
ウ 訪問看護	125,747	124,992	122,954
エ 訪問リハビリテーション	12,884	12,900	12,900
オ 居宅療養管理指導	21,466	21,301	20,811
カ 通所介護	1,047,414	1,044,594	1,030,831
キ 通所リハビリテーション	173,273	172,607	170,948
ク 短期入所生活介護	774,337	769,890	756,425
ケ 短期入所療養介護（老健）	54,832	54,901	54,901
コ 短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
サ 短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
シ 福祉用具貸与	279,844	278,237	274,477
ス 特定福祉用具購入費	11,047	11,047	11,047
セ 住宅改修費	12,229	12,229	12,229
ソ 特定施設入居者生活介護	246,586	246,898	246,898
タ 居宅介護支援	471,247	469,732	463,184

② 地域密着型サービス給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
イ 夜間対応型訪問介護	0	0	0
ウ 地域密着型通所介護	260,706	260,087	256,704
エ 認知症対応型通所介護	41,078	41,129	41,129
オ 小規模多機能型居宅介護	197,695	197,945	194,386
カ 認知症対応型共同生活介護	645,739	646,556	640,262
キ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
ク 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	1,033,717	1,035,025	1,035,025
ケ 看護小規模多機能型居宅介護	99,643	99,769	99,769

③ 施設サービス給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ア 介護老人福祉施設	1,878,471	1,880,849	1,880,849
イ 介護老人保健施設	1,206,099	1,207,626	1,207,626
ウ 介護医療院	26,506	52,617	110,934

④ 介護予防給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ア 介護予防訪問入浴介護	458	459	459
イ 介護予防訪問看護	7,724	7,734	7,734
ウ 介護予防訪問リハビリテーション	1,331	1,333	1,333
エ 介護予防居宅療養管理指導	614	614	614
オ 介護予防通所リハビリテーション	47,337	47,397	46,634
カ 介護予防短期入所生活介護	6,164	6,172	6,172
キ 介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
ク 介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
ケ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
コ 介護予防福祉用具貸与	41,293	41,138	40,807
サ 特定介護予防福祉用具購入費	3,013	3,013	3,013
シ 介護予防住宅改修	9,323	9,323	9,323
ス 介護予防特定施設入居者生活介護	9,737	9,750	9,750
セ 介護予防支援	34,445	34,322	34,046

⑤ 地域密着型介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ア 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護	10,456	10,470	10,470
ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,090	3,094	3,094

⑥ 介護サービス給付費計

単位：千円

介護サービス給付費計（①～⑤）	9,473,383	9,489,806	9,480,933
-----------------	-----------	-----------	-----------

(3) 標準給付費

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
介護サービス給付費	9,473,383	9,489,806	9,480,933	28,444,122
特定入所者介護サービス費等 給付額※	389,602	388,905	386,962	1,165,469
高額介護サービス費等給付額※	237,006	236,617	235,435	709,059
高額医療合算介護サービス費等 給付額	28,136	28,050	27,910	84,096
審査支払手数料	8,738	8,712	8,670	26,120
標準給付費見込額	10,136,865	10,152,090	10,139,910	30,428,866

※ 財政影響額調整後

(4) 地域支援事業費

単位：千円

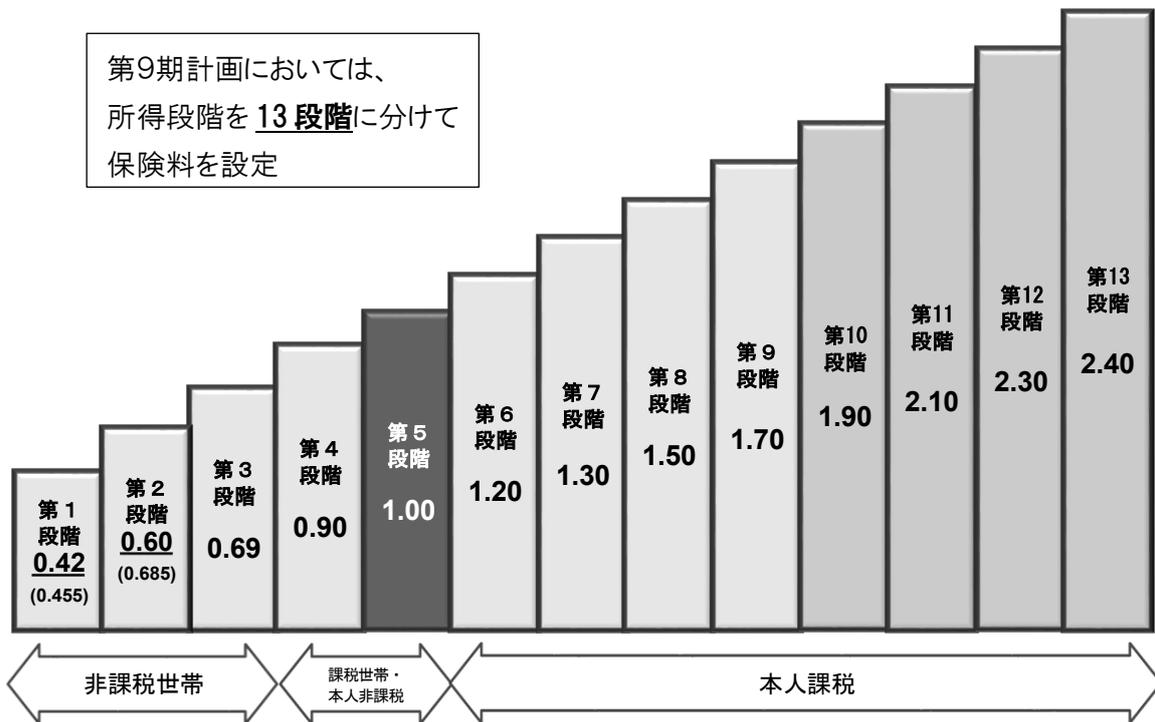
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	332,136	333,677	338,006	1,003,819
包括的支援事業	178,382	178,382	178,382	535,146
地域包括支援センター運営費 及び任意事業費	158,294	158,294	158,294	474,882
社会保障充実分	20,088	20,088	20,088	60,264
地域支援事業費見込額	510,518	512,059	516,388	1,538,965

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料の段階設定

第9期計画においては、13段階に分けた所得段階に応じた介護保険料を設定しています。本市では低所得者への負担軽減となるよう、第1段階と第2段階については、国の標準割合とは別に独自の割合を設定しています。

■保険料率の設定



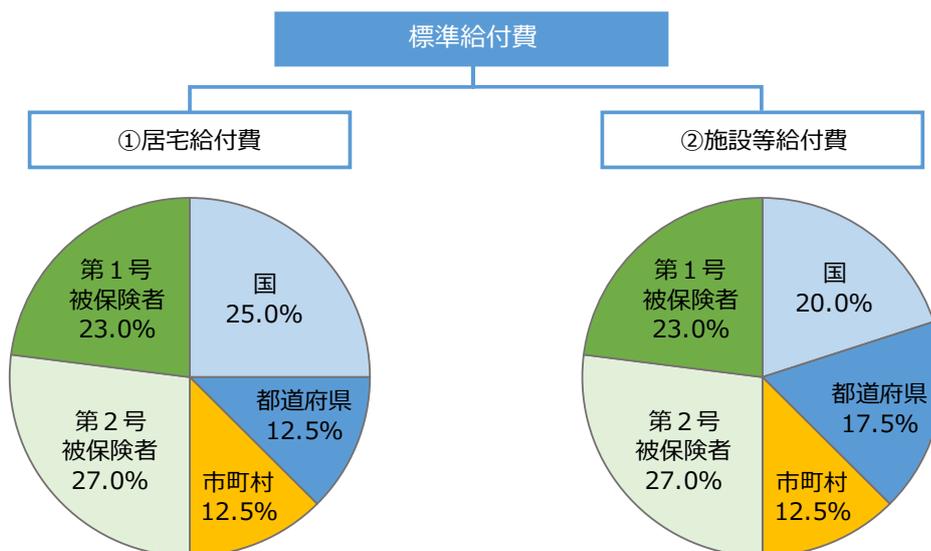
※下線表示の割合は、市が独自に設定したものです。

(国の標準割合は、第1段階 0.455、第2段階 0.685 となります)

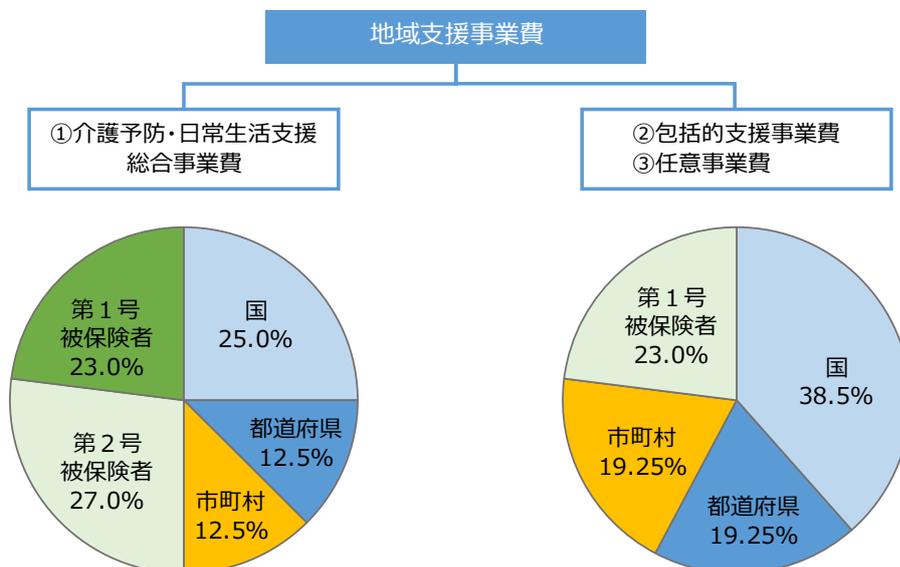
(2) 財源構成

介護保険制度の財源は、国・県・市が半分負担し、残りの半分を第2号被保険者（40歳～64歳）と第1号被保険者（65歳以上）の保険料で負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第1号被保険者：23%、第2号被保険者：27%であり、国・県・市の負担割合については、居宅給付費が、国：25%、県：12.5%、市：12.5%、施設等給付費が、国：20%、県：17.5%、市：12.5%となっており、第8期計画と変わりありません。



また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業と任意事業の財源については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と国・県・市の負担によって構成されています。包括的支援事業及び任意事業の国・県・市の負担割合については、国：38.5%、県：19.25%、市：19.25%となっており、第8期計画と変わりありません。



(3) 所得段階別対象者

第9期介護保険料の所得段階別対象者は、下記のとおりとします。

所得段階	対象者
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額*の合計額が80万円以下)
第2段階	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下)
第3段階	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超)
第4段階	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下)
第5段階	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超)
第6段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円未満)
第7段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円以上210万円未満)
第8段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が210万円以上320万円未満)
第9段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が320万円以上420万円未満)
第10段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が420万円以上520万円未満)
第11段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が520万円以上620万円未満)
第12段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が620万円以上720万円未満)
第13段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が720万円以上)

※合計所得金額：合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と、公的年金等に係る所得額（第1段階～第5段階のみ）を控除した額とし、所得段階に応じて以下により算出します。

《第1段階～第5段階》

合計所得金額に給与所得が含まれる場合、給与所得は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除した額とし、10万円控除後の額が0円を下回る場合は、給与所得を0円として合計所得金額を算出します。

(4) 第1号被保険者数と所得段階別被保険者数

① 第1号被保険者数

単位：人

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
第1号被保険者数	31,958	31,755	31,499	95,212
うち前期（65～74歳）	13,580	13,153	12,718	39,451
うち後期（75歳～）	18,378	18,602	18,781	55,761
後期（75歳～84歳）	11,674	11,852	12,014	35,540
後期（85歳～）	6,704	6,750	6,767	20,221

② 所得段階別被保険者数

単位：人

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
所得段階別 被保険者数	31,958	31,755	31,499	95,212
第1段階	3,899	3,874	3,843	11,616
第2段階	2,876	2,858	2,835	8,569
第3段階	2,844	2,826	2,803	8,473
第4段階	3,899	3,874	3,843	11,616
第5段階	6,839	6,796	6,741	20,376
第6段階	5,561	5,525	5,481	16,567
第7段階	3,547	3,525	3,496	10,568
第8段階	1,374	1,366	1,354	4,094
第9段階	479	476	473	1,428
第10段階	224	222	221	667
第11段階	96	95	94	285
第12段階	64	64	63	191
第13段階	256	254	252	762

(5) 調整交付金及び準備基金等

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
標準給付費見込額	10,136,865	10,152,090	10,139,910	30,428,866
地域支援事業費見込額	510,518	512,059	516,388	1,538,965
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	332,136	333,677	338,006	1,003,819
包括的支援事業	178,382	178,382	178,382	535,146
地域包括支援センター運営費 及び任意事業費	158,294	158,294	158,294	474,882
社会保障充実分	20,088	20,088	20,088	60,264
第1号被保険者負担分相当額	2,448,898	2,452,754	2,450,949	7,352,601
調整交付金相当額	523,450	524,288	523,896	1,571,634
調整交付金見込交付割合	6.65%	6.48%	6.25%	
調整交付金見込額	696,189	679,478	654,870	2,030,537
準備基金等取崩額				429,651
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額				67,765
保険料収納率及び収納必要額				6,396,282

(6) 介護保険料基準月額の設定

単位：円

	第9期
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 [収納必要額÷収納率÷延べ被保険者数÷12か月]	5,748
(参考) 準備基金等取崩額の影響額	386
(参考) 第8期(5,748円)→第9期の増減	0

(7) 第1号被保険者保険料(第9期)の設定

単位：円

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の0.42 (0.25)	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下)	29,000 (17,300)
第2段階	基準額の0.60 (0.40)	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下)	41,400 (27,600)
第3段階	基準額の0.69 (0.685)	住民税非課税世帯 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超)	47,600 (47,300)
第4段階	基準額の0.90	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下)	62,100
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超)	69,000
第6段階	基準額の1.20	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円未満)	82,800
第7段階	基準額の1.30	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円以上)	89,700
第8段階	基準額の1.50	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が210万円以上)	103,500
第9段階	基準額の1.70	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が320万円以上)	117,300
第10段階	基準額の1.90	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が420万円以上)	131,100
第11段階	基準額の2.10	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が520万円以上)	144,900
第12段階	基準額の2.30	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が620万円以上)	158,700
第13段階	基準額の2.40	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が720万円以上)	165,600

※ () 内は、低所得者保険料軽減実施後の値

第6章

計画の推進に向けて

■第6章 計画の推進に向けて

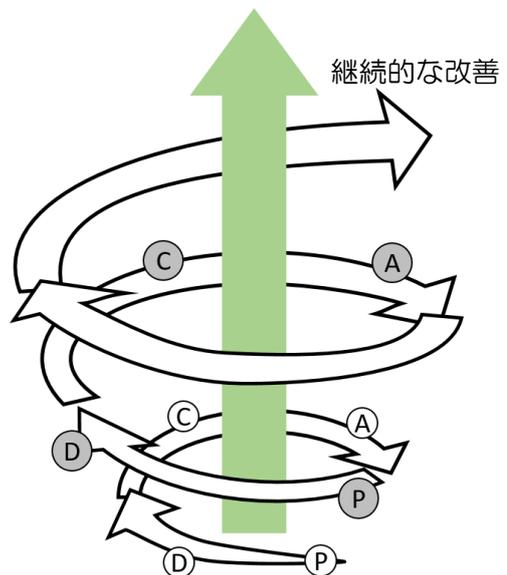
1 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、自立支援・重度化防止の視点による「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、計画から改善までを一つのサイクルとして業務の効率化を目指す手法であるPDCAサイクルを活用した、効果的かつ効率的な取組により計画を推進します。

■PDCAサイクル



計画の推進・次期計画への反映



2 評価指標の設定

計画を効果的に推進していくため、施策目標ごとの評価指標を定めます。

《各施策目標の評価指標》

【施策目標Ⅰ】高齢者の積極的な社会参加への推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがいを持って暮らしている高齢者の割合《新規》	%	61.5	63.0	64.5

◇積極的な社会参加の推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数	人	330	350	370

【施策目標Ⅱ】 高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取組～

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心身ともに健康だと感じる高齢者の割合《新規》	%	60.0	60.0	60.0

◇健康づくり・介護予防の推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場取組団体数	団体	118	121	124

◇地域リハビリテーションの推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期集中予防サービスモデル事業実施回数	回	40	40	40

【施策目標Ⅲ】 安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者が必要な支援を受けていると感じる高齢者の割合《新規》	%	72.8	73.6	74.4

◇日常生活の支援体制の整備

①地域団体による生活支援の体制整備

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援取組団体数	団体	15	16	17

②生活支援ボランティアの育成推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ボランティア養成研修受講者総数	人	430	460	490
生活支援の取組団体に登録するボランティア総数	人	245	260	275

◇在宅医療・介護連携推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療介護連携推進講演会の満足度《新規》	%	90	90	90

◇認知症の方やその家族への支援体制づくり

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座年間受講者数	人	1,150	1,180	1,210
認知症サポーターステップアップ講座年間受講者数	人	15	18	21

◇地域ケア会議の推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ネットワーク会議実施回数	回	11	11	11

◇地域における生活支援の推進

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスB (ご近所サポーター事業) 実利用者数	人	118	126	134

【施策目標Ⅳ】 介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内介護サービス事業所運営法人のうち職員が不足していると回答した法人の割合<<新規>>	%	60.0	60.0	60.0

◇要介護認定の適正化

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の点検件数	全ての認定調査		
認定調査項目（全74項目）別の選択状況の全国保険者との比較において、業務分析データの箱ひげ図から飛び出している調査項目数	9項目以下	9項目以下	9項目以下

◇ケアプランの点検

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検実施件数	42件	42件	42件
点検で改善を促した項目の点検後改善率	45%	45%	45%
リハビリテーション専門職による住宅改修の点検実施件数	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金の交付を伴う居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）全件		

◇縦覧点検・医療情報との突合

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
岩手県国保連合会による縦覧点検結果の確認	年3回	年3回	年3回
岩手県国保連合会による医療情報との突合点検結果の確認	毎月	毎月	毎月

3 計画の推進体制

介護保険・高齢福祉担当課、庁内関係課等が、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

(1) 庁内連携の強化

地域包括ケアシステムの充実のため庁内関係課と連携できる体制を強化し、相互に連絡を取り、庁内全体で問題意識を共有・協力して必要な施策に取り組みます。

(2) 県との連携

施策を推進するにあたっては、県による支援制度を有効に活用し、十分な連携を図りながら対応していきます。

(3) 近隣の市町相互間の連携

地域の資源を有効に活用した保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上に向け、近隣の市町と連携を図りながら取組を推進します。

(4) 保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

平成29年度の法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設され、令和2年度には、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することになりました。

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組の評価指標の達成状況に応じて、交付金が交付されており、交付金は市町村の独自事業への活用が可能です。高齢者の自立支援・重度化防止等を一層強化するため、交付金を活用した独自事業を展開します。

4 市民への普及啓発

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であるため、様々な機会をとらえて、説明を行うなど、市民への普及啓発に努めます。

資料編

■資料編

1 花巻市介護保険運営協議会規則

平成 18 年 1 月 1 日規則第 132 号

(設置)

第 1 条 花巻市介護保険事業計画等の推進及び花巻市介護保険事業の健全な運営に関し広く意見や提言を求めため、花巻市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 花巻市介護保険事業の健全な運営のために必要と認める事項に関すること。
- (4) 高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。
- (5) その他市長が高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設関係者
- (3) 関係団体等の代表
- (4) 医師及び歯科医師
- (5) 知識経験を有する者
- (6) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認める場合は学識経験者並びに関係機関及び関係団体等に対し、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 花巻市介護保険運営協議会 委員名簿

任期 自：令和3年9月27日
至：令和6年9月26日

(1) 市民を代表する者

【敬称略】

No.	所属・役職	氏名	備考
1	市民	橋本純子	
2	市民	菊池清	
3	市民	大原初美	
4	市民	多田悦子	

(2) 介護保険サービスの事業者

No.	所属・役職	氏名	備考
5	特別養護老人ホーム大谷荘 施設長	狩野隆史	
6	特別養護老人ホームあすかの里 施設長	高橋弘毅	
7	特別養護老人ホーム桐の里 園長	佐々木一広	
8	特別養護老人ホームいしどりや荘 施設長	内館憲二	

(3) 関係団体等の代表者

No.	所属・役職	氏名	備考
9	花巻市民生委員児童委員協議会 会長	藤本 莞爾	
10	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 事務局長	小田島 克久	
11	花巻市介護支援専門員連絡協議会 理事	柳原 克浩	
12	一般社団法人岩手県社会福祉士会	那須 秀逸	
13	一般社団法人岩手県理学療法士会	上川 亜矢	
14	公益社団法人岩手県看護協会 花巻支部長	工藤 直人	

(4) 医師及び歯科医師

No.	所属・役職	氏名	備考
15	一般社団法人花巻市医師会 副会長	小木田 勇輝	
16	花巻市歯科医師会 会長	狩野 敦史	

(5) 知識経験を有する者

No.	所属・役職	氏名	備考
17	学校法人富士大学 教授	影山 一男	
18	花巻市区長会理事(上根子上区行政区長)	藤井 廣志	

3 花巻市における医療・介護資源情報提供システム「けあプロnavi」

本市では、市内の介護と医療の最新情報を一体的に閲覧できる情報提供システム「けあプロnavi」を運用しております。「けあプロnavi」は、市内の介護事業所の一覧や所在地、サービス内容のほか、医療機関の一覧や所在地、診療内容・時間等を検索できるもので、市のホームページからも接続することが可能です。

【けあプロ navi URL】 <https://carepro-navi.jp/hanamaki>

【けあプロ navi QR コード】



花巻市高齢者いきいきプラン
花巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

発行日 令和6年3月

発行者 花巻市 健康福祉部 長寿福祉課

住 所 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

TEL 0198-24-2111 (代) FAX 0198-41-1299

URL <https://www.city.hanamaki.iwate.jp/>
